令和２年　９月　８日開会

令和２年　９月１８日閉会

（定例第５回）

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目　　次

第１号（９月８日）

告　　示・・・１
招集議員・・・１
議事日程・・・２
本日の会議に付した事件・・３
出席議員・・・４
欠席議員・・・４
事務局出席職員職氏名・・４
説明のため出席した者の職氏名・・４
開　　会・・・４
　会議録署名議員の指名・・５
　会期の決定・・５
　諸般の報告・・５
　一般質問・・６
　　５番　　石田　修一議員・・６
　　１番　　西本　篤史議員・・１３
　　３番　　國本　悦郎議員・・１７
　　９番　　穴井　謙次議員・・２５
　　１２番　河内　賀寿議員・・３２
　　８番　　竹谷　和彦議員・・３６
　　７番　　松田規久夫議員・・４１
　　４番　　清神　　清議員・・４９
　議案第５１号・・５５
　議案第５２号・・５５
　議案第５３号・・５５
　議案第５４号・・５５
　議案第５５号・・５５
　議案第５６号・・５５
　議案第５７号・・５５
　議案第５８号・・５５
　議案第５９号・・５６
　決算審査特別委員会の設置・・５９
　陳情第１号・・６０
散　　会・・６０
署　　名・・６１

第２号（９月１８日）

議事日程……………………………………………………………６２
本日の会議に付した事件…………………………………………６３
出席議員……………………………………………………………６４
欠席議員……………………………………………………………６４
事務局出席職員職氏名……………………………………………６４
説明のため出席した者の職氏名…………………………………６４
開　　会……………………………………………………………６４
　会議録署名議員の指名…………………………………………６５
　議案第５１号……………………………………………………６５
　議案第５２号……………………………………………………６５
　議案第５３号……………………………………………………６５
　議案第５４号……………………………………………………６５
　議案第５５号……………………………………………………６５
　議案第５６号……………………………………………………６５
　議案第５７号……………………………………………………６５
　議案第５８号……………………………………………………６５
　議案第５９号……………………………………………………６５
　陳情第１号………………………………………………………６５
　議案第６０号……………………………………………………６７
　田布施町人事調査特別委員会報告……………………………６７
　議員提出議案第２号……………………………………………６９
　閉会中の継続調査（特定事件）について……………………７０
　議員派遣について………………………………………………７１
閉　　会……………………………………………………………７１
署　　名……………………………………………………………７２

田布施町告示第４７号

令和２年第５回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０１条第１項の規定により、次のとおり招集する。

令和２年８月２８日

田布施町長　東　　浩二

１　期　日　　令和２年９月８日

２　場　所　　田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

西本　篤史議員	谷村　善彦議員
國本　悦郎議員	清神　　清議員
石田　修一議員	木本　睦博議員
松田規久夫議員	竹谷　和彦議員
穴井　謙次議員	畠中　　孝議員
林山　健二議員	河内　賀寿議員
瀬石　公夫議員	

○９月１８日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

令和２年　第5回（定例）田　布　施　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和２年９月８日（火曜日）

議事日程（第１号）

令和２年９月８日　午前９時００分開会

日程第１　　会議録署名議員の指名
日程第２　　会期の決定
日程第３　　諸般の報告
　定期監査及び例月出納検査の報告
　報告第６号
　　令和元年度基金運用状況の報告について
　報告第７号
　　令和元年度決算に係る健全化判断比率の報告について
　報告第８号
　　令和元年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
日程第４　　一 般 質 問
日程第５　　議案第５１号
　令和元年度田布施町歳入歳出決算の認定について
日程第６　　議案第５２号
　令和２年度田布施町一般会計補正予算（第５号）議定について
日程第７　　議案第５３号
　令和２年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について
日程第８　　議案第５４号
　令和２年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第９　　議案第５５号
　令和２年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第１０　議案第５６号
　令和２年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第１１　議案第５７号
　大字及び字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「川西・納所地区」）
日程第１２　議案第５８号
　田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第１３　議案第５９号
　財産の取得について（学校 ICT 整備事業　端末購入）

日程第１４　陳情第１号
　　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

日程第１　　会議録署名議員の指名
日程第２　　会期の決定
日程第３　　諸般の報告
　　定期監査及び例月出納検査の報告
　　報告第６号
　　　令和元年度基金運用状況の報告について
　　報告第７号
　　　令和元年度決算に係る健全化判断比率の報告について
　　報告第８号
　　　令和元年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
日程第４　　一 般 質 問
日程第５　　議案第５１号
　　令和元年度田布施町歳入歳出決算の認定について
日程第６　　議案第５２号
　　令和２年度田布施町一般会計補正予算（第５号）議定について
日程第７　　議案第５３号
　　令和２年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について
日程第８　　議案第５４号
　　令和２年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第９　　議案第５５号
　　令和２年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第１０　議案第５６号
　　令和２年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第１１　議案第５７号
　　大字及び字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「川西・納所地区」）
日程第１２　議案第５８号
　　田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第１３　議案第５９号
　　財産の取得について（学校 ICT 整備事業　端末購入）
日程第１４　陳情第１号
　　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

出席議員（１３名）

１番	西本　篤史議員		２番	谷村　善彦議員
３番	國本　悦郎議員		４番	清神　　清議員
５番	石田　修一議員		６番	木本　睦博議員
７番	松田規久夫議員		８番	竹谷　和彦議員
９番	穴井　謙次議員		１０番	畠中　　孝議員
１１番	林山　健二議員		１２番	河内　賀寿議員
１３番	瀬石　公夫議員			

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本　充君	書記	福本　俊明君
		書記	岩本　周平君

説明のため出席した者の職氏名

町　　　長	東　　浩二君	副　町　長	川添　俊樹君
教　育　長	鳥枝　浩二君	総務課長	亀田　典志君
企画財政課長	森　　　清君	税務課長	藤本　直樹君
経済課長	山中　浩徳君	建設課長	田中　和彦君
町民福祉課長	坂本　哲夫君	健康保険課長	吉村　明夫君
会計室長	惠元　朗夫君	学校教育課長	長合　保典君
社会教育課長	増原　慎一君	社会教育課主幹	氏下　孝二君
町民福祉課主幹	林　　照美君	選挙管理委員長	岩本　宏司君
選挙管理委員会事務局長	堀　　昌子君	代表監査委員	常見　京平君

午前９時００分開会

（ベル）

○議長（瀬石　公夫議員）　ただいまから令和２年第５回田布施町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日は、コロナウイルス感染防止のため、５０分に１回程度１０分間の休憩、換気を行いたいと思いますが、一般質問がございますので、多少休憩、換気をする時間が前後するかと思いますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

───────────・─────・───────────

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（瀬石　公夫議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、畠中孝議員、穴井謙次議員を指名します。

───────────・─────・───────────

日程第２．会期の決定

○議長（瀬石　公夫議員）　日程第２、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月１８日までの１１日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　異議なしと認めます。したがって、会期は９月１８日までの１１日間に決定しました。

───────────・─────・───────────

日程第３．諸般の報告

○議長（瀬石　公夫議員）　日程第３、諸般の報告を行います。

本日は、決算審査及び例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めております。

決算審査及び例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見　京平君）　清神監査委員と私の２名で実施いたしました決算審査と例月出納検査の結果について、御報告申し上げます。

最初に、決算審査ですが、７月２９日から３１日、８月３日から５日及び１１日に行いました。

結果は、事前に配付しております意見書のとおりであります。

次に、例月出納検査ですが、令和２年６月、７月及び８月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳計実績表、収入証、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（瀬石　公夫議員）　次に、報告第６号令和元年度基金運用状況の報告についてから、報告第８号令和元年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告についてまで、３件について報告を求めます。東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、３件の報告事項について概要を御説明申し上げます。

まず、報告第６号は、令和元年度基金運用状況についてでございます。これは、特定目的のための定額資金運用基金である奨学基金及び土地開発基金の運用等について、監査委員の審査を受け、地方自治法第２４１条第５項の規定により、その意見をつけて状況を報告するものでございます。

奨学基金は、基金の貸付、償還状況に係るものであり、詳細はお手元に配付した令和元年度基金運用状況報告の田布施町奨学基金のとおり、令和２年３月末における貸付者は１名となっております。

次に、土地開発基金につきましては、基金による土地の取得に伴う土地と現金の収支状況についてでございます。令和元年度の変動は、豆尾踏切改良工事に伴う公園整備事業による物件の移転補償の精算、そして、地域交流館の前の公園整備及び町道改良における土地の取得でございます。

次に、報告第７号の令和元年度決算に係る健全化判断比率について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した財政指数につきましては、監査委員による審査と議会への報告が義務づけられており、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、本町の会計のうち赤字または資金不足となる会計がないことから、昨年度に引き続き、赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は１１．８％で、平成３０年度決算数値の１２．３％に比べ０．５％減少いたしております。

また、町債残高のほか上水道事業や消防等の一部事務組合に係る負債、債務負担行為の残高等を含めて、総合的に算定した将来負担比率は５３．４％で、これにつきましても平成３０年度決算の６２．８％に比べ９．４ポイント減少しております。

次に、報告第８号の令和元年度決算に係る公営企業の資金不足比率につきましては下水道事業が対象となりますが、決算で黒字となったことから、資金不足の比率は生じておりません。

以上により、今回の算定では、財政健全化法に規定されている早期健全化基準や財政再生基準となる比率をいずれも下回ることとなっております。

なお、各比率や算定の結果につきましては、近日中に広報やホームページでお知らせしたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（瀬石　公夫議員）　次に、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会における議案等の説明のために出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

―――――――――――――――・―――――・―――――――――――――――

日程第４．一般質問

○議長（瀬石　公夫議員）　日程第４、一般質問を行います。順番に発言を許します。石田修一議員。

○議員（５番　石田　修一議員）　おはようございます。

質問をさせていただきます。質問は４件であります。

最初は一括質問一括答弁、２回目より一問一答方式でお願いします。答弁者は、４件とも町長にお願いしたいと思います。それから、３番目の分については、教育長に答弁をお願いします。

それでは、始めさせていただきます。

第１、防災対策について。

このたびの台風１０号は、観測史上、まれに見る巨大台風でした。これからは、大型台風や豪雨災害が多発し、被害も甚大になってまいります。現在は、市町村が作成する洪水ハザードマップでは、各地域で想定していない洪水が多発している。また、新型コロナ禍での避難所運営対策など、新たな課題も出ております。そこで、次の３点を尋ねる。

第１、町の洪水ハザードマップは、作成から１０年が経過しており、気象状況も年々変化している。早急に見直すべきと考えているが、どうですか。

第２、新型コロナ禍での避難所運営の対策など、準備はできているか。

第３、地域の防災力を高めるため、自主防災組織の育成等はできているか。

第１問は、この３点であります。

第２、国民健康保険について。

国は、医療費適正化や保険税収納率の向上など、国保財政の健全化につながる対策への取り組み状況やその結果について評価を加え、県や市町村により多くの財政支援を行うことで取り組みを促す、保険者協力支援制度、これを平成３０年度から本格実施し、その結果を公表しております。そこで、２件質問します。

第１、本町は、これまでどのような取り組みをされたのか。また、評価はどうなっているのか。

第２、評価結果を踏まえて、今後の取り組みはどうするのか。

次に、３問目、地域の活性化についてであります。

新型コロナウイルスの感染防止対策により、盆踊り大会や公民館活動など、諸行事が中止もしくは自粛されております。このため、地域のつながりや触れ合い活動、文化の伝承など、衰退しているように感じられます。地域に元気がなくなっております。

これからは、新型コロナと共存する新しい生活様式が求められる中、行政がもっと知恵を絞り、安心、安全に実施するための対策を示して積極的に地域活動を推進してほしいと考えているが、いかがですか。

次に、以前から私も田布施駅の周辺の活用をお願いしてきました。本町の強みである田布施駅の有効活用については、まち・ひと・しごと総合戦略の中で位置づけておりまして、構内のキヨスク、これの閉鎖しているとこを活用するということも考えておられると思います。

高齢者が多くなり、遠距離の運転を避ける傾向にあるこうした現代、田布施駅に駐車場があれば、柳井、岩国、広島、周南、下関など、アクセスがしやすくなります。本町も、ＪＲ構内の空き地を駐車場として活用できるよう、ＪＲ西日本と積極的に交渉してはいかがでしょうか。

最後の質問になります。第４問目、麻里府グラウンド（旧麻里府小学校）でありますが、これの活用についてであります。

旧麻里府小学校は、廃校して５年が経過いたしました。それまでは、地域住民の交流の場でもありました。前町長は、学校跡地を地域と話し合ってアイデアを出し合い、交流の場として活用できるように推進すると言っておられましたが、現在まだ活用されておりません。

地域住民から、麻里府グラウンドの周辺を利用し遊歩道を整備してもらいたいと、そういう提案を受けました。人生１００歳時代を迎え、これからは多くの高齢者の方が活躍する時代となってまいります。そのためには、健康であることが第一であります。いつまでも健康な身体を維持していくためには、日々の生活信条がしっかりしていることが大切です。田布施町も健康を維持していくために、スポーツを奨励しています。規則正しい生活、偏らない食事、読書など、そういう生活をすることが大切で、脳の活性化、適度な運動、趣味を持つことなど、身体的にも精神的にも安定した生活を、これが大切だと思っております。

その中で健康を維持していくためには、単純な行動ですが、歩くということが非常に重要だと言われております。歩くことにより身体の筋肉を使い、血流も増し、体も脳も活性化し、健康増進につながります。地域住民の、これは積極的な提案であります。ぜひ御検討を願いたい。

以上、４点であります。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、お答えをいたします。

まず、防災対策について３つの御質問でございます。

１つ目は、洪水ハザードマップの見直しについてでございます。御質問にございましたように、本町

の洪水ハザードマップは平成１９年に作成し、おおむね１０年が経過しております。この間、水防法が平成２７年に改正され、浸水予測は想定し得る最大規模の降雨に対して見直すこととなっており、今年７月３１日付で山口県が、田布施川、灸川の浸水想定区域図を公表いたしました。県の、今回の見直しの項目としては、想定し得る最大規模の２４時間降雨量を２３２ミリから５３２ミリに変更をされております。また、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域、海岸浸食区域が記載されております。

こうした県の見直しに伴い、町が発行する洪水ハザードマップは、今回１０月に作成業務を新たに発注する予定でございます。できるだけ早く作成をしたいというふうに考えております。

なお、９月補正で洪水ハザードマップ作成業務費を計上しておりますが、これは今回の見直しに避難計画の検討も追加したいというものの予算計上でございます。

次に２点目で、新型コロナ禍の避難所運営についての御質問でございます。今回の台風１０号でも、４０人を超える方が避難所に避難をされておりましたが、各地域で全国的に言われておりますが、新型コロナに対する収容人数の不足というものは、田布施町においても感じているところでございます。

こうした点も踏まえ、町では新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成し、避難所開設担当職員に徹底し、今年７月の豪雨災害から適用はしております。

さらに、大規模災害が発生し、長期間避難所を開設しなければならないことも想定しながら、国の地方創生臨時交付金を活用してコロナ対策の備品等の準備を進めることといたしております。内容でございますが、今年５月の臨時会に計上いたしました補正予算では、段ボールベッド、半畳畳を購入し、８月の臨時会の補正予算では、テント、スロープ、フロア仕切りフェンス、簡易ベッド、蓄電池等を購入する予定といたしております。

次に３点目で、自主防災組織の育成についての御質問でございます。現在、町内には麻郷、麻里府、東田布施の３地区において自主防災組織があり、それぞれ活動をしておられます。残る西田布施、城南地区につきましても、これまでも設立に向けた働きかけはいたしておりますが、今回いろんなコロナの影響もございまして、具体的な会議が中断をいたしておりますので、再開に向けた働きかけを引き続き、町としてもお願いをしてまいりたいと思っております。

次に、自主防災組織の育成についてでございますが、昨年度はＴＡＩＫＯスポーツセンターを会場として、初めて田布施ぼうさいフェスタを開催し、麻郷自主防災会や消防団等の協力を得て避難所開設運営訓練等を実施しましたが、今年度は新型コロナ感染症の影響により、ぼうさいフェスタを予定しておりましたが中止となってしまいました。

しかし、先月２９日に県の主催による地域防災リーダー養成研修を西田布施公民館で開催し、町内５地域からそれぞれリーダー候補３４名が参加されております。

また、毎年、県内１カ所で開催されます県の支援配送訓練や避難所訓練を、今年１１月上旬にＴＡＩＫＯスポーツセンターで実施することとしております。このため、協定関係、締結関係機関や自主防災組織等に呼びかけていき、防災意識の高揚や、地域の防災力向上に寄与したいと考えております。

次に、国民健康保険についてでございます。

まず、平成３０年度の国保制度改革に伴い導入された、保険者努力支援制度に関する御質問でございます。

保険者努力支援制度は、保険者としての努力を判断する指標を踏まえて交付額を算定し、自治体に交付金を交付することで、国民健康保険の財政基盤の強化を図るものでございます。

まず１点目で、本町の取り組みと評価についてでございます。

国による直近の採点評価では、本町は保険税収納率や国保財政に関する点は、おおむね良好な評価が

されているものの、被保険者に対する保健事業については、特に特定健診の受診率に対する項目の評価が低くなっております。このため、この受診率を向上させるための取り組みといたしまして、令和元年度は県の交付金を活用し、特定健康診査の自己負担額を対象者全員無料といたしました。また、被用者保険の協会けんぽと協定を締結し、がん検診と特定健診を一緒に受診できる集団検診を西田布施公民館で実施をいたしました。これに加えて、これまで未受診者への受診勧奨は年１回でしたが、受診開始から３か月後と、受診終了期限の２か月前の２回行っております。これら三段構えの取り組みの結果といたしまして、受診率は事務報告ベースで見ましても、前年度に比べ５．４ポイント増え、２７．９％を達成しております。

今後の取り組みについてでございますが、保険者努力支援制度は評価項目や配点が毎年見直されるため、今年度、少しでも多くの項目に対応できるよう取り組んでおります。

今後とも引き続き、特定健診の受診率の向上に努めていくとともに、国の動向を注視しながら適切な国保事業を実施していきたいと考えております。

次に３つ目で、地域の活性化についてでございます。

本町におきましても、御質問のように多くのイベント、各種行事を中止し、また自粛をされております。町民の皆様におかれましては、今年度は寂しい思いをされているのではないかと思っております。私自身、特に５０回を記念して大々的に開催しようと思っておりました桜まつりも中止といたしまして、大変残念と思っております。

また、議員言われるように、地域主体での諸行事については地域のつながりや触れ合い活動は必要不可欠なものだと思っております。しかし、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の終息がいつになるか先が読めず、しばらくはこうした状況になってしまうというふうにも考えております。

今後は、コロナ禍の中で感染拡大防止と経済・社会の活動の両立に向けて、町民の皆様の安全、安心のため、しっかり施策を取り組んでいきたいと思っております。

その施策の一つとして、国の地方創生臨時交付金を活用して、新しい生活様式への対応と地域経済の活性化を重点に置き、様々な取り組みを行っております。

議員御質問でございました駅の活性化につきましても、駅への情報提供端末の設置等、予定をいたしております。駅の空き地につきましては、ＪＲと今、話すようにしておりますが、保線用地として必要だというようにも以前聞いておりますので、ちょっと協議はしてみたいと思っております。

いずれにしましても、今後、町民の皆様が元気に、また町内の経済が少しでも活性するために、これからも皆さんに御意見をいただきながら適時適切に判断をし、事業を推進してまいります。

また、議員の御指摘にある安全に安心して地域活動の諸行事ができるような対策や推進については、町民の皆様が安心して開催できるよう、集会やイベント等を実施する際の注意点を見直しながら、ホームページ等にも掲載いたしております。

これまで中止、延期した諸事業については、政府の段階的緩和の目安や正しい生活様式を踏まえ、規模の縮小や密の回避、収容人数の制限等の感染症対策を講じながら、少しずつ再開をしてしてきている状況にございます。

今後については、新型コロナウイルスが感染拡大しつつある状況にもございますが、今後は季節性インフルエンザの流行も考慮した上で、イベントの取扱いについては本町独自の判断基準も策定していきたいと考えております。

○議長（瀬石　公夫議員）　鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝　浩二君）　それでは、私のほうは３項目めの地域の活性化についてに関してお答えをい

たします。
　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止や自粛を余儀なくされておりました公民館講座の開設や公民館の貸館につきましては、６月以降、密閉、密集、密接の３密の回避や人との身体的距離の確保、マスクの着用、手指消毒の徹底等感染予防の徹底に努めることにより可能な範囲で再開してまいりました。
　再開に向けては、新しい生活様式を踏まえた上での感染症対策として、各施設、部屋を利用する人数に制限を設けたり、換気を十分に行うためにサーキュレーターを設置したり、網戸を取り付けるなどの対策を講じてまいりました。また、使用した施設、備品等の消毒等の徹底に努めるとともに、来館時には検温計を設置して利用を促したり、万が一に備え感染経路が把握できるよう名簿を作成したりするなど、安心、安全に利用できるような取り組みを進めてきたところであります。
　また、９月から延期となっておりました公民館での高齢者生きがい教室の開講、地域ボランティアによる放課後子ども教室の開催など、少しずつではありますが、感染症対策を講じた上で、地域の実情に応じて活動を開始していくことにしております。
　さらには、今後予定されている各種イベントの開催に当たっては、地域住民の皆様の声にも耳を傾け、開催の可否について十分に検討していく必要があろうかと考えております。
　以上です。
○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。
○町長（東　　浩二君）　それでは、最後に麻里府グラウンド（旧麻里府小学校）の活用についての御質問でございますが、御提案のウオーキングは年齢を問わず手軽な有酸素運動として、健康の維持など多くの効果があるとされております。
　本町の第５次田布施町総合計画においてスポーツ・レクリエーションの振興の中で、我がまちスポーツとしてウオーキングを位置づけており、また、田布施町スポーツ推進計画では生涯スポーツのまち田布施の実現を目指し、健康づくり、体力づくりの充実として、町民が手軽にできるウオーキングの普及、啓発を行っているところでございます。
　具体的には、町内のウオーキングコースを掲載した魅力再発見ウオーキングマップを策定し、積極的に活用できるよう冊子での配布やホームページにも掲載し、町内外のより多くの方が自然や文化に触れながらウオーキングに参加できるよう努めております。
　麻里府地区についての御質問でございますが、旧麻里府小学校周辺の１．４キロメートル、３．５キロメートル、５．３キロメートルの３コースと、馬島の１コース合わせて４つのコースを紹介しており、少しでも多くの方に健康維持に取り組んでいただきたいと思っております。
　御質問にあります麻里府グラウンドの利用につきましては、現在スポ少の練習と麻里府地域の方々がグラウンドを利用されております。以前お話ししましたような、具体的な麻里府振興につながるようなグラウンドの利用はできてはいないと思っておりますが、地域のイベントでは公民館の行事として、盆踊りやどんど焼き等も開催されております。
　町としては、引き続き、現在の取り組みを推進したいと思っております。そのため、麻里府グラウンド周辺でのウオーキングや散策は、どうぞ皆さん御自由に使っていただきたいと思います。
　今、御質問にございました整備につきましては、現在予定はございませんが、地域で御要望があるようにも聞きましたので、お話を聞いてみたいと思っております。
　麻里府地域の振興については、また今後十分協議をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
○議長（瀬石　公夫議員）　石田議員。あと１５分くらいです。

○議員（５番　石田　修一議員）　それでは、再質問させていただきます。

１番目の防災対策でありますが、これはもう今年の１０月に洪水ハザードマップ、これの新しいのを作成するということでございますので、ぜひいいものを作成していただきたい。

田布施町では、田布施川、灸川、私の地元には桜川があります。

ここ最近、気象変動、集中豪雨によって河川の氾濫など、甚大な被害の可能性も危惧されます。

今年は、私、桜川の氾濫というのは見たことがなかったんですが、この川で、中郷地区のところですが川が氾濫しまして、初めて目の当たりにしたわけでございますが、やはり実際に現場で見ますと案外迫力がありまして、これが人災につながらなければいいがというふうに思っていますので、新しい洪水のハザードマップができましたらこれを現場で、実践で活用できるようにぜひお願いしたいと、このように思います。町長、一言あれば。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　この、今申し上げました、洪水ハザードマップというのは、県が指定しております田布施川、灸川についての氾濫予想を県が出して、町がハザードマップを作ると、公的にはこうなっておりますので、桜川については、そういった仕組みから外れておりますので、少し、おっしゃいますように以前２０年くらい前でしょうか、橋のたもとに竹とか木が詰まりまして、住宅の辺り浸水したのを私もよく覚えておりますし、やはり、なかなか地域的に対応が遅れるというところもございますので、そういった情報の収集とか、対応については、桜川、平田川、いろんなほかにも川がありますので、検討していきたいというふうに思います。

○議長（瀬石　公夫議員）　石田議員。

○議員（５番　石田　修一議員）　それでは、２問目の国民健康保険についてでありますが、これはちょっと厳しい質問にもなるかと思うんですが、国の財政支援対策として保険者である県、市町村が医療費の適正化、これに取り組む活動を点数で評価し、その評価結果に基づいて財政支援を拡充していくということになっております。したがって、いろいろな対策に本気で取り組んでいる市町村に多くの財政的な支援を実施すると。

本町の評価、これは県内市町の中で、近隣の市町と比べても低い評点となっております。問題点はどうかということでありますが、国が積極的に努力する市町村を支援していく制度でありまして、点数項目が１２項目あって、合計点が８８０点で、この点数が高かった場合に国の補助金が増加するということになっておる。違いましたら違うと言っていただいて結構ですが。

平成３０年、それから令和元年、こうして見ますとこの１２項目の中で上関が１９位で、市町村１９ですけど上関がどけ。ワースト２位が、１８位が田布施町。それから平成３０年度は、上関が１つ上がって美祢が一番どべですからね、上関が１８位、田布施が１７位、それから平生町が１６位。どけを走っておるわけだけど、令和元年度はどういう格好になっておるかというと、上関は相変わらずどん尻を走っておるんですが、田布施町も今度はワースト２位。平生町は頑張っておるんですね。隣の。

今も新聞で、平生町のいいことは書かれて、田布施町は批判されていますけど、やはり田布施町も守ることが多かったと思いますけど、せめていいことをということも大事だというふうに思います。

この点数が上がれば国から補助を多くもらえるわけですから、この努力はしていただきたいと。具体的に言いますと、平成３０年度は特定健診、これは田布施町が４５点、平生町はゼロだったんですが、平生町は令和元年にはこれを５０点にもっていっておるわけですね。逆に田布施町はゼロ。それから個人インセンティブというのは、どういう項目か分からないんですが、これをちょっと教えていただきたいんですが、田布施町は令和元年２５点、平生町は８０点。これはお互いに田布施町２０点、平生町７

５点ですが、ここに平生町は７５点、田布施町２０点という形で大きな開きがあると。それから後発医療品促進の取り組みということですが、これは令和元年では田布施町は５０点を上げていますので、前が２０点、それを５０点に上げておる。平生町は４０点を７５点まで上げていますね。それからこれは大事なことですが、収納率について、平成３０年出発当初は田布施も平生もゼロだったんですね。だけど収納率、田布施町は１０ポイント上げておるんですが、平生町は５５ポイント上げておるんです。この収納率、これなんかは本当、努力の跡が見えるなということで、合計点でも田布施町は平成３０年のとき１９７点、そして令和元年に２０２点だから５ポイントアップしたんです。だけど、隣の平生町は、平成３０年が２０９点、それを３５５点まで上げています。これは非常に努力しておると思う。だから、数字だけで努力の判断をするなということかも分かりませんけど、こうしてポイントポイントをついて見ますと、平生町の努力の跡は見えるわけです。それだけ国からの補助金を、努力によってたくさん取るということができておるわけです。これは田布施町もしっかり平生町を見習って、その上を行けるように努力する必要があるというふうに思っております。厳しいこれは質問になりますけど、これはぜひ実行していただきたいと思います。

この点についてどうぞお願いします。

〇議長（瀬石　公夫議員）　吉村健康保険課長。

〇健康保険課長（吉村　明夫君）　この件に関しましては、ポイントがすごく細かい項目のポイントの積上げで点数が成っております。

前年度より収納率とかにつきましては、ほぼ九十数％で、どうしても前の年が多かったら次の年はちょっと下がってしまったりとか、そういうことがありまして、点数がどうしても上がったり下がったりというのがありますが、できる限り点数を取るように今年も取り組んでおりますので、よろしくお願いします。

〇議員（５番　石田　修一議員）　それから、質問した個人インセンティブというのは、これはどういう内容なんでしょうか。項目で。

〇議長（瀬石　公夫議員）　吉村健康保険課長。

〇健康保険課長（吉村　明夫君）　こちらに関しましては、項目がすごく細かく分かれておりますので、ちょっとまとめて、また、後ほど説明をさせていただきたいと思います。

〇議長（瀬石　公夫議員）　石田議員。

〇議員（５番　石田　修一議員）　もう時間がありませんから、これは厳しく指摘するということで、今後しっかりこちらのほうも勉強していただいて、推進していただくようにお願いいたします。

それでは、次の質問でございますが、３番目の地域の活性化。これについては、何回も私が質問してきたことは駅の周りの活性化ができないかということで、いろいろあれやこれや考えておりますので、こちらのほうは、ぜひ継続してお願いしたいと。田布施駅、これはどうしても高齢化になりますと車で遠くまで行くということというのは事故にもつながりますので、できるだけ、田布施の場合は玄関として山陽本線があるわけで、そこのＪＲを利用して高齢者の方が動けるような形をしてあげると、非常に助かるんじゃないかということですので、ぜひこれもお願いしたいと思います。

それから最後に、麻里府グラウンドでありますが、この分につきましては私簡単に思いましたけど、地域の方が非常に、私の説明は不十分なくらいに１、２、３、こういう格好でしっかり書いていただいて、麻里府小学校をぜひ活用してほしいと。それから、こういうふうに６つばかり。坂道道、それから、つり橋でもこういうふうに工夫して造ったらどうかとか、金がかからないように丸太のこうした道とか、それから、タイヤの道を造ったらどうかとか、それからまた、平均台でも、こういうふうな平均台を造

ったらどうかとか、それから砂利道を造ったらどうかとか、いろんなことを提案して、今回実は、いただいたんですよ。ぜひ代表して一般質問やって、麻里府の運動場を活用できるように、地域も少しでも活性化できるじゃないかと、石田君しっかり頑張れというハッパをかけられて今日、ここの席に立ちました。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

最後に、町長の答弁をもらいまして終わりにしたいと思います。

○議長（瀬石　公夫議員）　時間は来ておりますが、町長、簡単に。

要るんでしょう。回答が。

○議員（５番　石田　修一議員）　いいでしょう。もう。

○議長（瀬石　公夫議員）　いいですか。

○議員（５番　石田　修一議員）　はい。それでは、よろしくお願いします。

………………………………………………………………………………

○議長（瀬石　公夫議員）　それでは、ちょうど５０分になりましたので、暫時休憩とします。

再開を１０時からにいたしたいと思います。

午前　9時４８分休憩

………………………………………………………………………………

午前１０時００分再開

○議長（瀬石　公夫議員）　それでは、休憩をほどき、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、西本篤史議員。

○議員（１番　西本　篤史議員）　それでは、質問させていただきます。

最初は一括質問一括答弁、２回目より一問一答でお願いいたします。

答弁は、町長、お願いいたします。

まず、職場環境の改善、対策について御質問いたします。

町はパワハラ報道により、苦情電話、誹謗中傷、爆破予告など、大変な出来事がございました。原因究明のため、６月１７日午前中に人事調査特別委員会を設立し、第三者委員会に委託することを決定しましたが、その日の午後には町長の謝罪会見が行われました。町長は、町議会の第三者委員会の判断を待ちたいとされました。

また、その後、０点評価の改善、また、１人部屋の解消もされました。

人事調査特別委員会は第三者委員会設立に向けて進め、７月２１日に山口県弁護士会の推薦弁護士２人と大学教授の法律専門の専門家と準備会を行いました。その後、第三者委員会、町の顧問弁護士の指摘によりまして、不適当ということで、解散しております。この最初の準備会のときに、専門家の方といろいろ話したときに、指摘された問題点が３点ございました。これについて、対策、改善したいと思っております。

まず１つ目が、公務員法による法令遵守（コンプライアンス）業務違反に対して、懲戒処分の徹底はしていたか。

２番目に、公益通報者保護システムの構築、通報者窓口の設置はされていたのか。機能していたのか。

３番目、パワーハラスメント防止法の管理監督者の責務、職員への徹底はされていたのか。

以上でございました。

まず、１の公務員法、第３０、３２、３４、３５条による法令遵守（コンプライアンス）業務違反に対して、懲戒処分の徹底はされていたかです。

３０条ですね、職員が遵守すべき義務ということで３０条。３２条は法令等及び職務命令に従う義務、

３４条は秘密を守る義務、３５条は職務に専念する義務とございます。
続いて、２番目の質問にいきます。
公益通報者保護システムについてでございます。
公益通報者保護法（内部告発）のことですけども、ガイドラインが消費者庁より施行され、民間向けと国家公務員、地方公務員向けがございます。公益通報者は公益通報を事業者（行政機関）の内部窓口か外部窓口に通報する。報道機関への通報は、被害者の発生、拡大防止のために必要と認められるものと書いてございます。
庁内に公益通報者保護制度システムはあるのか。
ガイドラインを踏まえた内部規定策定、改正はしているのか。
通報者の保護等の条例改正も必要ではないのか。
３番目の質問にいきます。
ハラスメント防止法の管理監督について。
パワハラ防止法は、厚生労働省及び人事院から施行されております。ハラスメントを受けた場合、民間では企業の相談窓口か労働基準監督署に行きます。しかし、地方公務員の場合は、庁内の公平委員会、または人事委員会の相談窓口に行きます。それで、ちょっとまとまらなかった場合は弁護士。人事院相談は、国家公務員の場合になります。
今回指摘のあった庁内の相談窓口、管理監督者の責務は徹底されていたか。
パワハラ法に関連する条例はあるのか。
庁内での公平委員会への相談はあったのか。
今回、指摘があったように庁内にも不備があったのではないか。
今後、職場環境を改善するためには、どのような対策を講じるのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、職場環境の改善、対策ということで、１点目として、法令遵守違反に対する懲戒処分の徹底についてお答えをいたします。
懲戒処分は、地方公務員法第２７条第１項に公正でなければならないと定められ、田布施町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例や法律の定めに該当するものについてのみ行われるものでございます。
また、本町では、平成２１年４月に田布施町職員懲戒処分等の指針を制定し、標準的な量定及び公表の基準を定めております。この事案では、この規程で定める、田布施町職員分限懲戒審査委員会で事情聴取を昨年９月に行い、相続登記未了の共有者名義の課税誤りについて、課内協議のみで対応し、町長及び副町長への報告を怠ったことが関係者全員への聞き取りで確認されたことから、懲戒処分等の指針で定める不適切な事務処理に当たっているとのことから、１名の減給と２名の訓告処分を行っているところでございます。
法令遵守、コンプライアンス業務の違反に対する職員への周知、徹底は、今後、町職員コンプライアンス行動指針を新たに策定し、職員に周知し、研修も行い、町民に信頼される職員を目指す取り組みを実施していきたいというふうに考えております。現在、調整中でございます。
次に、２点目の公益通報者についてお答えをいたします。
公益通報者保護法は、食品偽装やリコール隠しなど、消費者の安全、安心を損なう事業者の不祥事が、組織の内部からの通報を契機として相次いで明らかになったことを受け、事業者の法令遵守を推進し、国民の安全、安心を確保するために、平成１６年に制定され、平成１８年４月に施行された法律でございます。地方公務員も、自己が勤務する地方公共団体において、内部通報を行うこともでき、コンプラ

イアンスを確保するための重要な手段であり、地方公共団体の住民の信頼を確保することにもつながると思っております。

本町には、現在、公益通報者保護制度システムはありません。問題等があれば、これまで私や副町長などと協議、相談して対応してきているため、制度を確立する必要性は感じておりませんでした。しかし、今回の事案から、法が定めるガイドラインを含めた制度を確立する必要があると十分認識をしておりますので、現在、県や県内の自治体の例を参考に、できるだけ早く確立したいということで、準備のほうを急いでおります。

通報者の保護法等の条例につきましては、まず、こうした公益通報者保護法やガイドラインを踏まえた、どういったものにしていくかというものを十分整理した上で考えてみたいと思います。

続いて、最後になりますが、ハラスメント防止についてお答えをいたします。

本町では、条例ではなく、田布施町職員ハラスメント防止に関する要領を策定し、平成３０年９月から施行しております。この要領は、庁内のグループウェア――パソコンの中でございますが――それに掲載し、全職員が常に共有できる状態になっております。要領の中には、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、モラル・ハラスメント、妊婦、妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメントの４つのハラスメントについて、記載をしております。また、相談窓口や管理監督者の責務について、記載もしております。

ハラスメントの相談窓口は、総務課の総務係に設置し、通報、相談等は申出は文書で行うものとしております。昨年度にハラスメントの相談は、１件ございました。公平委員会等への相談はありませんでした。

町といたしましては、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、強化され、パワーハラスメント防止措置が事業者の義務となりましたので、現在あります要綱の改正をしたいということで準備を進めております。

なお、本町のような小規模な町村には人事委員会はございません。公平委員会につきましては、山口県市町総合事務組合の中の共同事務で、２５団体で山口県市町公平委員会を構成しております。

最後になりますが、今回の事案を十分精査し、公益通報者保護制度やハラスメントの外部相談窓口のあり方、また、新たに策定しますコンプライアンスの指針の策定、懲戒処分等の指針の改正などを行い、職員に十分周知、徹底していきたいと考えております。

○議長（瀬石　公夫議員）　西本議員。

○議員（１番　西本　篤史議員）　ありがとうございました。

まず、法令遵守ということで、準備会のときに弁護士さんがいろいろ――例えば、上司がこれをやってくれと業務をお願いしたと、そのときに、これはわしの仕事じゃないからやらんとか、いわゆる業務命令を無視した格好になるわけですよね。そのときには、いわゆる業務違反ということで、懲戒処分対象になるんではないかとか、そのときそのときに指導書をちゃんと書いて残したほうがいいんじゃないかというふうに弁護士さん言われました。その辺、されているかどうか、お願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　おっしゃいますように、懲戒処分、また分限もございますが、明らかに法で定めるものに該当しない限りできません。それも、何回にわたってということもできませんので、１回１件について行うというのが原則でございますので、先ほども答弁で申し上げましたが、そういった処分をするときには、分限懲戒審査委員会というもので十分聞き取りを行ってするようにしておりますが、そういったときに、今、御質問がありました、指導書なり、経過書、顛末書、こういったものがござい

ませんと、単なる、あの人があぁ言ったとか、この人がこう言ったというようなものでは、なかなか整理ができないということもございますので、現在では、そうした事例が発生するときには、そういった顛末なり、どういった指導履歴があったのかというのは、ちゃんと記録を取るようにというのは指導しております。

今回、一連のことも、そういったものが遡って聞いたりしてもなかなか、いつ、どういったことが、何日にあったというのが確定できませんので、全てというわけにはいきませんが、監督者として、課長として、そういったものがあれば、ちゃんと記録に残すようにと、それも課長だけじゃなくて、係長とか含めて、複数人でつくっていくということが前提なような気がいたしますので、特別委員会のほうで検討いただきました事項については、また後日になろうかと思いますが、報告書のほうも議長さんのほうからお受けいたしますので、十分細かいとこまでお聞きをして、実際の業務に反映をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬石　公夫議員）　西本議員。

○議員（１番　西本　篤史議員）　その点、よろしくお願いします。

続きまして、公益通報者保護システムなんですけども、さっきの答弁を聞きますと、田布施町にはこういった公益通報者保護システム、これはまだできていないということなんですけども、今回、内部告発という問題がございました。こういった保護システムがちゃんとしていれば、ひょっとしたら防げたかもしれません。今、田布施はないんですけども、この辺の周辺自治体はこういった公益通報システムございますか。

○議長（瀬石　公夫議員）　亀田総務課長。

○総務課長（亀田　典志君）　ちょっと周辺の自治体については、まだ調べておりませんけど、山口県においては、もうホームページにも掲載されておりますけど、そういったシステムがございます。通報者につきましても、職員、それから契約を結んだ事業者、これも含めた形でそういった通報制度があるというふうに、要綱もホームページのほうに掲載してあります。

○議長（瀬石　公夫議員）　西本議員。

○議員（１番　西本　篤史議員）　このガイドラインを見ますと、公益通報者の方が、まず、内部窓口、もしくは外部窓口に通報するようになっております。この内部窓口というのは、さっきの公平委員会、田布施町の中にないということなんですけども、この内部窓口はどこにつくるのか。また、外部窓口はどこにつくるのか、お聞きしてよろしいですか。

○議長（瀬石　公夫議員）　亀田総務課長。

○総務課長（亀田　典志君）　まだ、できていませんので、私個人の私案ということでお答えいたしますけど、一応、内部通報の窓口については、やはり総務課のほうになってくるかなというふうに思っています。外部通報窓口については、やはり弁護士さんとかに委託するような形になろうかなというふうに思っています。

先ほどの山口県におかれましても、顧問弁護士以外の弁護士さんと委託契約を結んでやられているというのをお聞きしておりましたので、うちについてもそういった準備を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（瀬石　公夫議員）　西本議員。

○議員（１番　西本　篤史議員）　これも、これからつくるということで、いろいろ思案されて、すばらしい公益通報者システムをつくっていただきたいと思います。

３番目の質問のハラスメント防止ですね。この中で、本来、自治体それぞれに公平委員会もしくは人

事委員会というのをつくるべきと思うんですけども、先ほど言われたように、小規模な役場ということで、こういった公平委員会、人事委員会がないということでございます。

今回、パワハラだと言われる方の通報ですけども、これは町内当然公平委員会なんですけども、県のほうにもこういった通報がございましたか。

○議長（瀬石　公夫議員）　亀田総務課長。

○総務課長（亀田　典志君）　先ほど、町長のほうからも答弁いたしましたけど、うちには田布施町の職員ハラスメント防止に関する要領というのがございます。内部通報相談窓口ということで、総務課のほうがなっておりますけど、総務課のほうへの相談等はございません。

県のほうにあったかということにつきましては、県のほうには確認をしておりませんので分かりませんけど、県のほうからうちのほうにそういった連絡はございませんので、ないものだというふうには考えております。

○議長（瀬石　公夫議員）　西本議員。

○議員（１番　西本　篤史議員）　今回、ハラスメントということで、この相談窓口というのは、全職員、御存じなわけですよね。それに関わらず、今回、相談窓口に相談がないということは、これは本人さんどうなんですかね。知らなかったのか、もしくは本人はパワハラと感じてなかったんでしょうかね。ちょっとこの辺、分かりますか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　今、議員おっしゃいますように、具体的にハラスメントだという後援会の相談とかというものも承知はいたしておりませんし、町のあります、そういった相談窓口へのものはございませんで、マスコミを通じて出てという話でございますので、通常のハラスメントに対するものとは、ちょっと違った形で進んできているということでございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　西本議員。

○議員（１番　西本　篤史議員）　これは、コンプライアンス、法令遵守という観点からいきますと、職員はこういった自分がハラスメントであると思った場合は、このハラスメント相談窓口を総務課のほうに言っていくのが筋だと思うんですけども、今回なぜか、全然相談もいまだに相談ないわけですよね、ということは何か、全然法令遵守していない気がしますが、その辺いかがですか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　これはあくまで、本人にそういう窓口があるという制度でございますので、そういったものが使われていないということしかお答えができません。

○議長（瀬石　公夫議員）　西本議員。

○議員（１番　西本　篤史議員）　一連は、０点評価の解消、１人部屋から多数部屋の異動で大体問題は解決しておりますから、今回の人事調査特別委員会にしても、こういった二度と起こらないような対策を講じて、提案していくようにしておりますので、今おっしゃられた対策事項をこれからしていただいて、これからの町、町民、役場の職員さん、これの環境改善としてよりよいものにしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（瀬石　公夫議員）　以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

…………………………………………………………………………………

○議長（瀬石　公夫議員）　次に、國本悦郎議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　全部で３問、質問します。

質問方式は、最初は一括質問一括答弁、２回目より一問一答でお願いします。
答弁者は、いずれも町長でお願いします。
３問全ての質問に貫いているのは、コンプライアンス、すなわち法令遵守の立場から、町が取ってきた対応は適法であったかということです。
まず、質問事項の１は、固定資産税の徴収は適法に処理されていたかです。答弁者は、東町長です。
毎年５月に固定資産税の固定資産税課税明細書が来ます。ほとんどの納税者は、適正な課税額が決められているものと思い、支払ってきています。
一昨年、間口と奥行については、本来なら国の示した比準割合に従って減額補正すべきところを町は独自の宅地比準表を作成し、二十数年間、検討中と言いながら検討資料は一切なく、減額補正せずに、長年、その地区の標準宅地並みに徴収しているというから驚きました。それだけではなく、未登記の土地についても、長年、免税点適用誤りによる課税ミスのあることが職員の指摘で判明していました。しかし、当時の東副町長が報告を受けながら還付するように指示を出さず、それを内部告発されるまで放置したばかりか、３月末には、納税義務者変更届を相続人代表者指定変更届出書に変更し、過去分の課税ミスは葬り去ろうとしていました。
一連のこういった固定資産税の過大徴収や課税ミスを放置したことは、法令遵守の立場から言えば、適法に処理されていたことになるのでしょうか。
また、平成元年６月２７日現在での課税誤りの件数や還付金の数をもって、問題視すべきではないという人もおります。その後、資産税係調査対策室を設けて、作業を開始すると、対象件数は１，２００件程度と跳ね上がっています。今現在の課税誤りの件数と還付金、返還金は幾らになるのでしょうか。
次に、質問事項２の人事評価は適法に処理されていたかに移ります。
答弁者は、東町長です。
田布施町では、平成２８年度に田布施町人事評価制度実施要領を作成し、組織を活性化させ、住民サービスの向上を図ることを目的に人事評価をしてきました。
Ｂシートだけしか提出しなかった職員の評価を、第１次評価者は面談を一切しなく、一方的に０点と評価して、第２次評価者に提出し、町長の確認印で評価は確定しました。第１次評価者が面談をして指導や助言をすれば、その時点で、さらに第１次評価者が面談なしの０点評価をしていても、第２次評価者から第１次評価者に対して何らかの指示が出され、ダブルチェックが機能していれば、０点評価は回避できたはずです。
地方公務員法や田布施町人事評価制度実施要領に照らし、この０点評価は、法令遵守の立場からいえば、適法に処理されていたことになるのでしょうか。
現時点で、この０点評価は、どういう扱いになっているのでしょうか。
私が１２月議会で質問して以降、人事評価について、特に面談の必要性の面ではどのような研修を行ってきていますか。
次に、質問事項３のパワハラ防止法は機能していたかに移ります。
答弁者は、東町長です。
４月に職員の定期異動が行われ、ある職員に対して不可解な人事が行われたことを６月議会で質問しました。移動先は町史編さん室で、室長もいない職員配置が１人の部署でした。しかも、同じ課の他の職員とは接触できない別棟の個室をあてがわれ、事業計画にもなかった事業が、唐突に事業化され、予算もないままの出発だったと職員から聞いています。
しかし、そういった１人の隔離業務は、パワハラ防止法でいえば、人間関係からの切離しに当たるし、

能力が十分に発揮できないような業務に就かせるということにも当てはまります。今回の異動は、パワハラ防止法にうたってある、職場におけるパワハラに該当する、その最たるものでしたが、それ以前にも短期に異動させています。そして、人事評価では、面談なしに一方的に０点評価にしています。

さらに、パワハラ問題が報道されると、抗議対応には想定問答集をつくって個人の問題にすり替え、今回の異動は、組織を守るためには仕方なかった措置で、報復人事ではないと否定しています。

こういったように、個人をターゲットに見せしめのように行ってきた一連の扱いを見ていくと、今年６月に施行したパワハラ防止法以前に、平成３０年９月に施行している田布施町職員ハラスメントに関する要領がきちんと機能していたのだろうかと疑念を持ちます。施行時はもちろん、令和元年度、令和２年度において、それが徹底するよう職員対象の研修がなされたのでしょうか。

今回、全国に注目を浴びるような扱いで報道され、いろんな改善がなされたようですが、今回の一連の扱いは、どのように反省して、どう具体的に改善していったのでしょうか。

今後、ハラスメント防止に関する要領をどう改善し職員に徹底するのか、詳しい説明をしてください。

また、町長は町の広報で謝罪し、議会に協力するとしていますが、第三者委員会が設置できなくなっています。町長は、議会の動きを受けて、これからどうするつもりでしょうか。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、お答えをいたします。

１点目は、固定資産税の徴収は適法に処理されていたかというお尋ねでございます。

まず、間口や奥行による補正につきましては、令和３年度の評価替えより、見直しをしてまいりたいと考え、具体的な方針等については、議会側にも御参加をいただき、研修会等も開催させていただいており、今後も進捗状況等を適時、御報告しながら進めてまいりたいと考えております。この間口や奥行の補正は、これまでもお答えしてまいりましたとおり、町の評価基準に検討中とされていたことは、適切ではなかったかもしれませんが、違法とは考えておりません。

なお、検討中という期間が長く続いたことに問題はあったと思いますので、そういった面からしたら、今後こうしたことがないように十分配慮し、適切に対応してまいります。

次に、相続登記未了に関する合算課税につきましては、国も全国的な課題であることを重視しており、今年度の税制改正において、現に所有している者の申告の制度化が創設され、相続登記の義務化についても制度化が進められつつあります。

町といたしましては、同様の事例があった自治体を参考に、全ての合算課税を解除するという方針として、現在、調査対策室において、対象者の調査及び還付、返還の影響額について算出をさせております。

お尋ねの影響額につきましては、途中経過ではありますが、平成３１年度分につきましては、調査対象の１，２２６件のうち、１００円以上の影響額がございますのが６７２件、その合計額は７１万２，７００円で、データが保存されております平成２４年度まで、ほぼ同程度の額を既に算定いたしているところでございます。しかし、平成２３年度以前については、紙ベースしか保存がされておりませんので、現在、調査対策室の職員がこれを手で１件ずつ、まず入力をし、データの復元を行いながら、先ほど申し上げましたような影響額調査を算定するという作業を、急ぎ進めているところでございます。

なお、この件について、報告が遅れましたことに対する懲戒処分は、既に行っており、今後、こうした課税誤りが生じないよう、法令遵守を徹底していきたいというふうに存じております。

次に、２点目の人事評価についてお答えをいたします。

これまで、御質問いただきましたＢシートの０点評価につきましては、さきの記者会見等でも御説明をいたしましたが、本人から改めて、事情を聞いた結果、当時の１次評価の内容に、本人が課での勤務状況に関係のない事項が含まれていること等が確認をされましたので、十分話合い、確認をしながら、本人の同意を得て、Ｂシートの評価を標準点と変更を既にいたしております。

こうしたことになりましたことは、御質問にございましたように、人事評価に関する実施要領に沿った評価等がなされていなかったことに起因しているというふうに思いますので、それに、今年の人事評価も始めておりますが、実施要領に沿って、面談を十分に行うとともに、課の運営計画シート――Ａシートと申しておりますが――課内のコミュニケーションを十分取れるようにという項目を課長に入れるように指示がされております。こうした点については、課長会議で徹底をするとともに、各第１次評価者に個別に指導をいたしております。

最後になりますが、３点目のパワハラについてお答えをいたします。

さきの西本議員の御質問でも答弁させていただきましたが、法改正により、今年６月１日から職場におけるハラスメント防止対策が強化をされ、パワーハラスメントの防止措置が事業者の責務となりましたので、現在、要綱を改正することとしております。現在、作業中、準備中でございます。

この中で、特に、ハラスメントの相談窓口については、総務課だけではなく、できるだけ職員が相談をしやすい体制にどうしたらいいのかというふうなことを考えるとともに、先ほど西本議員の御質問にもお答えしましたが、外部相談窓口を設置できるように、県等の現在の体制、考え方も十分お聞きをして、情報収集をしていきたいというふうに考えております。

また、ハラスメントに関する御質問でございますが、職員研修はですね、いろんな人権研修とかいうのがございますので、が私が記憶する限り、これをつくってから改めて職員研修を行ったという記憶はないわけでございますが、いろんな人権研修がございますので、そういったものでされていたかというのは、今、調べるようにというのは依頼をしておりますが、既に、今回の件を受けまして、ハラスメントに関する職員研修会を緊急に行いまして、全職員を対象にして開催をいたしました。私も受講をさせていただきました。今後、さらなる徹底を図るために、人権擁護委員や弁護士などの専門家を講師とした研修も計画をしたいと考えております。

最後に、第三者委員会の設置につきましては、人事調査特別委員からの御相談も受けまして、町としても、あらゆる方法で検討をしたようでございますが、結果的には、設置は難しいということになり、私としても本当に大変残念でなりませんし、人事調査特別委員会が何度も何度もですね、これまで設置に向けた御努力をしていただきましたことは、敬意を表したいと思っております。

いろいろ今後の方針等について、御質問がございますが、人事調査特別委員会からの報告書、また議長さんからの報告というものを具体的にお聞きをして、単なるペーパーでなくて、細かいことまでお聞きをして、今後、こうした問題が生じないように、私として、町として、全力を挙げて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（瀬石　公夫議員）　國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　令和３年度から見直しをし、これまでのその他の宅地評価法だけでなく、市街地評価法、路線価方式も入れて、課税額を決めることになっているようです。先日、議員研修という形であり課税額を決める過程を聞きますと、これまで町独自の宅地の基準表が、いかにずさんでいい加減なものであることがよく分かりました。それでも、検討中のまま放置し、課税してきたことは、先ほどの答弁でありましたが、違法ではない、適法だと主張しますか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　この件につきましては、何回もお答えをいたしておりますが、見直し中ということは、変えようという意思は、税務課には当時の職員、退職しておりませんけども、あったんじゃないかと。それを評価という機会が何回もあって、それが実際にできなかったというのは、町長として大変遺憾に思いますし、残念でございます。

今、職員は、一生懸命評価替えに向けて取り組んでおりますので、そうしたことが今後ないように、議員が御質問にございますように、コンプライアンス、特に、地方税法というのは、国の大きな法律の中の基本でございますのでそういったものが十分に図られますように、町としても指導していきたいと思います。

○議長（瀬石　公夫議員）　國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　では、免税点適用誤りによる課税ミスについての質問に移ります。

長年、未登記の土地に免税点適用誤りによる課税ミスのあることは、職員が当時の税務課長に進言し、さらに当時の東副町長にも即日報告されていると聞いております。さらに、８月の異動前に、事務引継書にも申し送りをしていますから、そういった課税ミスが判明していたのに、なぜ、その時点で手をつけなかったのでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　川添副町長。

○副町長（川添　俊樹君）　懲罰委員会でいろんな聞き取りをさせていただきました。その中で、町長、副町長に報告していないということを職員が申しましたので、確かに、國本さん言われるように、どこからお聞きか分かりませんけれども、その件については、懲罰委員会で初めてそういう事実がわかったということでございますので、その以前に引継書は町長、副町長まで上がりません。引継書が町長、副町長まで上がれば、そのときに課題となっている事項が、こういう事項があるというのは分かりますけども、引継書は後任の者がそのまま受け取りますので、それが課長が見るかどうかというのはその課の判断ですけども、基本的に引継書を途中でつくった場合は、後任の職員が見て、それに基づいて前任者とやるという作業なので、その引継書があるからというのは、ちょっと当てはまらないと思いますけれども、事実関係を申せば、懲罰委員会があって、初めて聞き取りをして判明していたということでございますので、それ以上でもそれ以下でもございません。

○議長（瀬石　公夫議員）　國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　それから、年度末の３月２２日付のホームページを見ますと、納税義務者変更届を相続人代表者指定変更届出書に変更することを通知しただけで、課税ミスのことには触れていません。どうも、過去分の課税ミスを葬り去ろうとしていたように思えますが、なぜ、その時点でも、手をつけなかったのですか。その時点で分かっていたはずです。

○議長（瀬石　公夫議員）　藤本税務課長。

○税務課長（藤本　直樹君）　書類についてですけど、平成３０年にこういった問題があるという指摘はありました。そこで、当時、納税義務者変更届というものを使っておりましたけども、１対１の様式であることから、相続人代表者届というふうに変更しようということで、新たな発生を防ぐという意味で変更しました。それで、さらに、相続人代表者届だけでは、今後の現に所有する代表者というのには不十分であるということで、平成３０年の１２月に決済を取って、そういった一文も入れて、より適正に、今後、課税がスムーズにいくように様式を変更したところであります。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　時間が限られておりますので、先ほど今の課税ミスの件数と合計額が

出されましたが、この数字には、家屋の件数と金額は入っていますか。

○議長（瀬石　公夫議員）　藤本税務課長。

○税務課長（藤本　直樹君）　宅地、家屋、その他、全てのものを考慮して計算しております。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　じゃあ、質問２のほうの再質問に入ります。

人事評価には、勤勉手当に反映するＢシートと昇給判定に反映するＣシートとがあり、基本的にはそれぞれ目的は異なり、全くの別物です。だから、ＢシートとＣシートとを一体となって評価するようなことなどはあり得ないことになりますが、過去の議会答弁で言われましたように、今でもＢシートとＣシートとを一体となって評価するようにしていますか。

○議長（瀬石　公夫議員）　川添副町長。

○副町長（川添　俊樹君）　人事評価制度は、最終的な結果は、今、言われたような反映ができますけれども、地公法上では人事管理をそれに使うと、要するに、その人がどういう能力があって、どういう責任感があって、どういう協調性があってというのを踏まえて、その事業実績を出します。たまたま田布施町は、ＢとＣを分けていますけども、事業実績と個人の能力が一体となったシートもあるわけで、やり方としてはいろんなやり方があると思います。

評価制度自体が、まだ始まったばっかりで、いろんなやり方をこれからも検討していかなくちゃいけないと思いますけれども、面談をやるときに基本的にＢシートとＣシートを見ながらやらないと、なかなか難しいです。だから、あなたの知識がどのぐらいありますか、知識が要するに劣っているという評価を職員がしていたら、知識が劣っていても事業の項目をやった実績が１０点だったら、この劣った知識は何でカバーできているのか、それは協調性なんですか、責任感なんですか、というような話になりますよね。だから、面談というのは、言われるように非常に大事なんですけど、その中で片方だけのシートで評価できるというのはほとんど、私自身がやってきた中では、考えられないんで、今回初めて、虚偽というか未提出の職員が出ましたんで、その取扱い、いろいろ苦慮していますけど、これがほかの職員に仮に波及したら、同じような形で指導させてもらって、評価できませんから、業務命令違反という形で、逆に指導させていただくという形になると思います。

今後の職員がどのような形でこの影響を受けるか分かりませんけれども、私としては、ＢもＣも全職員が出してくれるということを期待していますけども、仮に１人がよかったら俺もいいんじゃないかというような職員がいたら、同じような取扱いをさせていただきたいというふうに思いますので、ＢとＣはそれぞれ、言われるように、結果は違うところに反映をさせますけれども、その過程でおける中では非常に重要なシートなんで、２つを切り離すということは、今後もちょっと考えていません。

○議長（瀬石　公夫議員）　國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　その辺のところは、きちんと説明していただきたいと思います。周知していただきたい。

次に、実際にＢシートだけしか提出しなかった職員の評価を０点にした経緯を見ますと、第１次評価者の課長が面談を一切しなく、一方的に０点と評価して、第２次評価者である副町長に提出しています。このような極端なゼロ評価をした場合には、第２次評価者は第１次評価者からの意見聴取を行った上で、総合評価をすべきじゃないかと思います。そういったように書いてあります。副町長は、しっかり意見聴取をして、総合評価をしましたか。

○議長（瀬石　公夫議員）　川添副町長。

○副町長（川添　俊樹君）　これまでも、その質問は何回も受けていますんで、同じ回答になりますけれども、もらったときに０点はないだろうというのが素直な気持ちだったです。話を聞くと、そうなのかなという思いがして、Ｃシート自体ができていませんから評価はできないという話なんで、影響自体が本人には何もない、町にも何もない、今までの評価できなかった事態と同じ取扱いになりますんで、そうなのかなという思いでそのままにしたというのがその経緯でございます。ただ、そうは言っても評価の途中段階のシートなんですよ。今の０点評価というのは、税務課で４か月間の評価が０点だったと、建設課の評価もあります。これは８か月間。こっちのほうが長いんですけれども、だから、彼自体は今２つの評価を持っていますんで、正規の評価がどうかというのは、評価できていない、あんまり関係ないんですけれども、ただ、その０点というのは彼にとっては非常に屈辱的というか、プライドを傷つけたようなことになりますんで、この前、謝罪会見をして、双方から意見を聞いて、訂正をさせていただいたということでございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　では、町長にお伺いします。

町長は、最後に評価の確認印を押していますが、ゼロ評価には違和感ありませんでしたか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　先ほど、副町長も答弁いたしましたが、私も強い違和感がございました。すぐ副町長のほうに、この評価はどういうことかということで確認をいたしまして、１次評価者との確認の上だったということでございますので、そのときに私のその強い違和感を完全に指導しておればよかったと思うんですが、やっぱり現場の第１次評価者と被評価者との関係が完全に壊れておりましたので、その辺十分配慮してアドバイスをすればよかったかなと思います。そういったところまで配慮が足りませんでしたので、この前、本人とも話をする中で税務課に関係のない時期のことを多く書いていたということもございます。これは、本人のほうからの指摘もございましたので、それは大変申し訳なかったということで謝罪をして標準点に変えさせるということで、本人のほうもそれで結構ですということでしたので、０点というのは標準点に変更をさせていただいております。

○議長（瀬石　公夫議員）　國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　今回、評価を修正したときに、税務課長が０点をつけた理由は、先ほどの答弁でありましたように、職員が在籍時の４か月間の業績評価とは無縁の理由であり、０点をつけられた職員の抗議に副町長はあっさり修正して名誉が回復されたのは最もだと思います。

そうすると、税務課長の私情を挟んだこの０点評価こそまさしく、地方公務員法の職員の人事評価は公正に行わなければならないを逸脱し、田布施町ハラスメント防止に関する要領に抵触するパワハラ行為に当たると思いますが、どう判断されますか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　何回も申しておりますが、評価というのは、まず当事者２人の信頼関係があるというのは、他人を評価するわけですから、前提としてありませんと成立しません。そういったことが、当時の課長と評価者の間でなかったということが前提となっておりますので、当然、適切かどうかいえば適切ではなかったというふうに私は思いますが、当時、面談ができなかった事由がどうであったというのは、４か月間どういった、課長とその職員が、勤務をともにしてきたかということからひもときませんと、なかなか単なる何行かの文章だけで判断はできないというふうに考えておりますので、当時の課長も適正ではなかったと思いますが、被評価者のほうもやはり２人の間で評価を行うものだということを十分理解の上、評価をできるようなサポートはしてもらいたかったなというのが実感でございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　ちょっと時間が押しておりますので、質問３のほうの再質問のほうに入らせていただきます。

　報復人事との指摘を否定するためにつくった想定問答集は、亀田総務課長が本当に本人でつくったものかどうかというふうに思っております。町長もしくは副町長が指示してつくらせたのではないですか。亀田課長、想定問答集は指示があったかどうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　亀田総務課長。

○総務課長（亀田　典志君）　議員からそういったことを言われたのは初めてなんですけど、今までマスコミの方にも御説明いたしましたけど、ネットニュースに上がったのが夕方でございます。多くの批判の電話とかがあったのが、夜９時でございます。その次の日の対応もやっていかなきゃいけないということで、私も夜９時に職員から呼び出しを受けて、もう対応しきれないということで私も職場に出て、明日からの電話対応するのにどうやって対応をすればいいのかということで、こういったことで対応しようということで想定問答集をつくったと。全部関連づけたように印象づけられますんで、これはこうだよ、これはこうだよ、ということで説明をしたものをつくらないと職員も全部のことが分かりませんので、そういった２年間に３回異動したという人事の問題とかということも全部ありますので、そういったことをその次の日の朝までにつくっとかなければ、次の朝からの業務に支障があるということで、町長、副町長にも話をできる時間もありませんでしたので、それで私がつくって、各職員からもつくってくれということがありましたので、私のほうでつくりました。

○議長（瀬石　公夫議員）　國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　もし、想定問答集で触れているように、職員個人に問題があり、それがために業務が停滞したり、周りの職員が精神的にまいったという事実があるならば、それこそ法令遵守の立場から田布施町職員ハラスメント防止に関する要領に従って、彼らから通報、相談等の申出を受け付ければよかったと思いますが、それをしないまま、いつも短期の人事異動をさせて対処してきたのはなぜですか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　もともと、短期で異動させるということは、当然考えておりませんし、長く勤務してもらいたいということで、異動はかけるわけでございますが、対象は１４０人ということで、いろんな若い職員が経験を踏んでもらおう、ベテランは今まで経験したことを能力を発揮してもらおうと、それも係長、課長補佐、課長といった違う立場で全部やっていきます。

　そういった人事でございますので、その短期だったというのが、総務課長が申し上げましたが、いろんな事実の積み重ねでなってきているもので、こうだったというのを具体的に、多分あのときにすごい電話があって、その電話の内容も千差万別でいろんなことを言われますと、なかなか整理ができないので、取りあえず説明が簡単にできるというものを用意をしたというのは、後から報告を受けてつくりますよというのは、後ほど聞きましたが、それは対応できなきゃしょうがありませんので、電話されてきた方へもできる限り正確に答弁を回答しなければいけませんので、その辺も御了解して、それも随時変わってきますので、こういった質問があれば、こういった非難があればどういったふうにお答えをするのかというのは、多分、随時変わってきたのではないかなというふうに思います。私は、直接総務課のダイヤルインで対応しておりませんので、町長室にかかってきたものしか受けておりませんので、多くの職員が協力をしてくれましたが、それに対応できるような対応マニュアルであったんだろうということで考えております。

○議長（瀬石　公夫議員）　國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　今ほど事業所や自治体等で何ら検討しないまま前例踏襲するというのではなく、裏づけとなる法令に基づく経営、すなわち法令遵守が求められるという時代はありません。それがないと、説明責任が果たせません。私が今回、取り上げた質問は、それらのいずれもが町が一貫して法令遵守の立場を取っていたら回避できた事案だと思っています。

　これからは、何ら検討しないまま前例踏襲するというのではなく、裏づけとなる法令に基づく経営、すなわち法令遵守をするということは、当たり前になってきています。

　これから職員に対して、コンプライアンス教育はこれまでどうであったのか、これからどうしていくのか、それを最後に質問します。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。簡単に。時間がございません。

○町長（東　　浩二君）　時間がございませんが、当然、これまでできていなかった面もございますので、十分に対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（瀬石　公夫議員）　それなら、以上で。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　以上で、質問を終わります。

･･･

○議長（瀬石　公夫議員）　暫時休憩します。再開を１１時１５分としますのでよろしいでしょうか。

午前１１時０５分休憩

･･･

午前１１時１６分再開

○議長（瀬石　公夫議員）　それでは、休憩をほどきます。

　休憩前に引き続き一般質問を続けます。

　次に、穴井謙次議員。

○議員（９番　穴井　謙次議員）　それでは、通告に基づきまして３問ほど質問をさせていただきます。

　まず最初に、中央公民館の今後はどうするのか、お尋ねいたします。

　答弁者は、町長にお願いいたします。

　中央公民館は、町の施設として唯一の耐震化されていない施設であります。また、外壁等の老朽化も激しいため、具体的な建て替え計画の必要性を感じておるところでございます。

　以前、庁舎問題検討プロジェクトチームが、基本的な報告書を取りまとめ、その概要が議会に示されておりますが、役場の第２庁舎として利用し、事業費として約９億円が必要になるという具体的なものでございました。

　しかし、その後、町長は議会答弁の中で、この案について財政状況等を考えれば、大幅な事業費の抑制が必要であること、また、教育委員会や社会福祉協議会の移転先などについても、令和２年度中に方向性をまとめたいとの考えを示されました。

　そこで今回、中央公民館の今後についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、お答えいたします。

　議員のご質問にありましたように、中央公民館は、昭和４３年に旧耐震基準により建築されたため、耐震性はございません。御覧のように、施設や設備も老朽化が著しくなってきております。安全性もそろそろ担保できるのが限界かなというふうに認識いたしております。

　今、御質問にございましたように、庁舎内の庁舎問題等検討プロジェクトチームが、平成２９年１１

月に保健センター等を含めた第２庁舎計画のコンセプト等をとりまとめた報告書を提出してくれました。翌月の定例会の全員協議会でその概要を御説明し、翌年２月には、議員とプロジェクトチームとの意見交換会も実施いたしましたが、ご質問にございましたように９億円という多額の事業費について、多くの御意見をいただいたところでございます。

現在置かれている公共施設の現状を考えた場合、この中央公民館の老朽化対策のほかにも麻里府公民館の移転、各公民館の外壁の改修など抜本的な公共施設の管理について、見直さなければいけないという大きな問題が山積している状況でございます。

しかし、公共施設の中で唯一耐震化されていない老朽化した中央公民館をどうするか、早急に対応する必要がございますが、今後の財政状況を考えますと、やはり事業費を大幅に削減する中で、さらには地方交付税なり補助金等が見込まれる、通常建てますとそういった補助金が全くない中で建てるわけでございますが、できるだけ財政支援のある事業を探し出して複合的な施設として考えるのが不可欠ではないかなと、現在、思っております。

こうしたことから、現在、計画も最終策定を進めさせていただいておりますが、何分にも作業が遅れておりまして、現在、本定例会最終日の全員協議会では、今後の新たな一つの事業計画案を御提示し、議員の皆様方の御意見を頂きながら、来年度には設計を実施し、令和４年度に工事ができるように完成するようにというように、今、検討を進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬石　公夫議員）　穴井議員。

○議員（９番　穴井　謙次議員）　今、御答弁の中で、事業費を大幅に抑制するということが一つの大きな課題としてお話くださいましたけども、それと、全員協議会で新たな事業計画の案を提示していただくというお話が今ございましたですけども、このことをちょっと御披露いただければちょっと後の質問に反映させていただきたいと思います。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　本来なら、具体的な案をお示しできればよろしんですが、いろんなお考えを、まず聞いてみないと、１点は第２庁舎として考えるのか、２点目はそうではなくてどういう施設にするのか、もう１点は中央公民館というものをどうするのかということ、そして、先ほどプロジェクトが出してくれたものは、今、行政として不便だな、こうすれば便利なのになというものを全部、一応課題として解消するようにというテーマで考えられておりますので、保健センターも向こうに離れておりますので、保健師も分散業務をしておりますので、できたら同じところで仕事をしてみたいという職員の強い思いがありまして、保健センターと第２庁舎を含めたような大きなものに当然なってしまうわけで、９億円ということになってしまいます。

今、私が考えておりますのは、田布施町の中央防災センターということに、今、防災センターというのが麻郷に田布施南防災センターというのがあります。今度は中央に田布施中央防災センターというのをつくって、いろんな避難所とか災害対応に当たられる機能を持ちつつ、この機能をこの庁舎だけで、教育委員会等もこちらの庁舎に移った中で、できるだけ事業を絞ってやっていきたいというふうに考えておりまして、額として３億円ぐらいの中で、しかも財政措置が７割ぐらい、財政措置があるものをということで考えれば、一般財源として出す額が少なくて済みますので、今、緊防といって緊急防災減債事業というのは国でやっておりますが、これが令和４年ぐらいまで継続されるのかどうか、不透明な点もございますので、国に要望もしていきながら、そういったものができれば一番じゃないかなというふうに思っております。

事業費についても、単なる防災センターの機能というわけには若干いきませんので、本庁でやってお

りますような期日前投票とか確定申告等の相談、そしてまた、ある程度の集会が中央公民館の２階でもかなり大きな集会を西の公民館と合わせてやられておりますが、そういった機能は確保したいというふうに思いますので、防災機能と町の行政機能を合わせ持った形の事業にしてみたいというふうに思っております。

今、本当に作成させている最中でございますので、今度の最終日の全員協議会にはたたき台の一つとしてお示しをしたいというふうに考えております。具体的な案がお示しできませんのでたいへん申し訳ございません。策定中でございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　穴井議員。

○議員（９番　穴井　謙次議員）　従来から、公共施設の見直しということについては、いつも討議なされているところでございますけども、本庁舎は耐震工事が終わりまして、次のこととして、今、中央公民館が上がっているわけでございますが、協議委員会とかいろんな行政入っておられますけども、今の本庁舎を見回したときにまだまだこちらに移動していただいて、作業できるようなそういうスペースもいろいろ考えていただいて、最終的な、今、やはり町民が一番思っていることは、いかにその防災拠点として、大規模ないろんな災害が来る中で、防災拠点として安心・安全な町有施設が町として、しっかり造っていただきたいということがあると思うんです。で、そういうことを主眼においていただきながら、先ほど町長が申されましたような行政的な一部を施設を伴いながら、そしてまた、町民が気軽に寄って来るという、そういうような場所になるように、また検討していっていただけたらというふうに思うわけでございます。

特に今の、事業費の財源として、町長が緊急防災事業の補助等ということでお話がございましたけれども、これちょっと具体的には、お話しできるんでございましょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　これは、田布施南地域防災センターをつくりましたときにも活用させていただきました国の起債事業の支援でございます。簡単に２億５，０００万円で済めば、７５％は交付税措置があるということでございますので、２５％だけ町費を持ち出せば２億５，０００万円の建物ができる。しかし、防災センターでない機能をくっつけますと、それは対象にはなりませんので、対象になるとこだけをどれだけ増やせるか、一緒にできるかということでございます。ですから、起債をしたものを交付税措置が現在の事業ですと、７５％は交付税措置がされるという、私は一番、今の田布施にとりまして、麻里府公民館の移転についても、この事業で急ぎやりたいということで、今、いろいろ調整を進めております。

○議長（瀬石　公夫議員）　穴井議員。

○議員（９番　穴井　謙次議員）　交付金をお使いになって、検討としていくことをお話しくださいました。それとまた、引き続いて麻里府公民館等、町内のいろんな公共施設を次から次に維持していかなきゃいけないということもあるわけでございますので、大いにいろんな補助金を利用しながらやっていくのが、より町の財政から考えましても、いいことかとも思わせていただきます。いずれにいたしましても、本当に防災拠点としての設備を一番優先してやるべきではないかというふうに私は思いますので、その辺十分、皆さんと相談しながら進めていっていただけたらというふうに思っております。

一応建設の場所としては、この近くということで、そこのこの駐車場の前とか、現状の公民館の位置とかそういうのはお考えでございましょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　問題は中央公民館が老朽化して、安全性が確保できないような状況になりつつ

あるということでございますので、当然、今の中央公民館を解体して、現在の場所になるかどうか分かりませんが、まずはあれを解体しないと、あのまま放置しておくというわけにはいきませんので、周辺を利用した計画にしたいというふうに思っております。

○議長（瀬石　公夫議員）　穴井議員。

○議員（９番　穴井　謙次議員）　これからどういうふうにするかということ、提案があるわけでございますんで、みんなで知恵を絞ってよりいいものができますように進めていけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そういうことで、次の質問に移らせていただきたいと思います。

固定資産税の評価見直しについて進捗状況をお尋ねしたいと思います。

答弁者は、町長にお願いいたします。

固定資産税の計算の基礎になる土地や家屋の評価の見直し、評価替えは原則３年に１回行われますが、令和３年度がその時期に当たります。固定資産税の評価見直しについては、今までも一般質問でたびたび取り上げられてきております。

また、市街地宅地評価法、いわゆる路線価方式の導入について、議員の勉強会を通して研修をしてまいったところでございます。

そこで、令和３年度において行われます固定資産税評価の見直しについて、路線価方式の導入も含めた現時点での見直しの方向性と進捗状況をお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、お答えいたします。

固定資産税の評価見直しについてのお尋ねでございますが、令和３年度の評価見直しにつきましては、令和元年度より、株式会社パスコ及び不動産鑑定士と協議しながら画地条件計測・路線価付設等事業を進めております。

現在、地目の照合及び宅地約２万筆について、約１万５００件の画地認定及び画地条件計測を完了し、用途区域・状況類似区域の見直しや標準宅地の見直しの後、町の中心部の一部に路線価を付設する作業を、現在、行って検討を進めております。また、路線価付設地区においては、隣接する状況類似地区の間での不均衡が生じないかなどの検証を、現在行っているところでございます。

町では、以前より間口・奥行による補正について検討中としておりましたが、このたびの見直しにより、町内の全域の宅地において、間口や奥行による補正等も行い、そして新たに路線価を導入することで、より実態に合ったきめ細かな課税を行うことが可能となりますので、令和３年度から町内の一部について路線価を導入し、評価を見直しできればと思っております。

○議長（瀬石　公夫議員）　穴井議員。

○議員（９番　穴井　謙次議員）　評価の見直しとして路線価を導入で、今検討されているというコメントでございました。そうなりますと、お尋ねしたいんですけれども、この路線価を検討されている対象となる地域・場所・エリアはどこになるんでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　藤本税務課長。

○税務課長（藤本　直樹君）　いわゆる町の中心部的な場所でありまして、駅周辺から中央南その辺り一帯を予定しております。以上でございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　穴井議員。

○議員（９番　穴井　謙次議員）　一応、駅周辺から中央南という、いわゆる繁華街というか、そういうところということでございますね。

それから率直にお尋ねしますけども、この路線価を導入することによって、固定資産税が従来より高くならないのかというのがちょっと心配をされると思うんです。それと、そうなった場合に大幅な負担を生じないように適正な措置を行ってもらえるようにお願いをしたいわけでございますが、この点はいかがでございましょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　藤本税務課長。

○税務課長（藤本　直樹君）　路線価方式につきましては、以前のその他方式に比べてよりきめ細やかな評価ができるようになるということでございまして、その状況類似地域内においても、なだらかな評価を行うことができるというものでありまして、標準点からして上昇する場合も中にはありますけれども、今、現在、地価の下落とかもありますし、極端な上昇については、負担調整というものも働きますので、そこまでの上昇はないものと見込んでおります。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　穴井議員。

○議員（９番　穴井　謙次議員）　今のコメントで安心したんですけれども、いずれにしても、きめ細かな検討がなされていくということでございますので、安心をしているわけでございますけれども、わずかでも高くなるちゅうのは、町民としては大変ありがたくない話でございますけど、そういう面で、今お話しございましたように、もし多額になることがあれば負担調整をしていただくということで、いろいろと本当に町民のことを思ってやっていただけたらというふうに思わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それから、税のことについても、なかなか難しいことでございまして、なかなか町民が一つ一つを理解して納税しているという状況ではございませんで、行政を本当に信じ切って言われたままに納税させていただいているというところを正直な話、そう思わせていただきます。

そういうことで、税に関していろいろ御関心のある方、心配されている方、そういう方がいらっしゃると思うんですが、この路線価を導入される、検討されているということで導入までに１回かでもいいんですけども、説明会等をそういうことを御計画かどうかってことをお伺いしたいと思います。

○議長（瀬石　公夫議員）　川添副町長。

○副町長（川添　俊樹君）　言われるように、新たな評価制度を導入しますので、分かりにくい点もあるかと思います。広報とかホームページを通して、私が見てもちょっと分かりにくいところがあるんで、分かりやすいような説明の仕方をするように担当課のほうには、機会をみて言っていますので、説明会までいけるかどうかというのは、ちょっと今後展開をみないとちょっとはっきりは申せませんけれども、御理解を頂くような方法いろいろ検討させていただいて、それを町民の皆様にやっていけたならという思いはしておりますので、御相談等させていただきながら進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬石　公夫議員）　穴井議員。

○議員（９番　穴井　謙次議員）　ありがとうございました。

なかなか、分かりやすいようにというお話でございますが、なかなか、正直申し上げまして、日頃そういうことに携わってない町民は理解するちゅうのは難しいと思いますし、だけど、本当にそれぞれが信頼の中でいろいろと納税させていただいているし、それぞれが私達の生活にまた、還元されてくるわけですから、本当に生かされれば幾らでも喜んで喜んでということもないでしょうけども、国民の義務として果たさせていただくということはそれぞれに思っておられると思うんですけれども、ひとつですね、その辺は本当に町民の側に立ってひとつ分かりやすい御説明と、その税がいかに生かされて役に立

っているかということをいかに意識しながらやっていけるということがいいんじゃないかというふうに思わせていただきますので、ひとつそういう分かりやすい説明をするという意味で、そういう説明会等を御検討いただけたらというふうに思っておりますので、この点もよろしくお願いしたいと思います。時間のこともございますんで、３番目の質問に移らせていただきます。

感染しても安心して暮らしたいということで、差別防止の取り組みはいうことで、お尋ねいたします。

答弁者は、教育長のほうにお願いいたします。

新型コロナウイルスに感染した人への差別、中傷が後を絶たないことから、文部科学省は、子供や教職員、地域住民に対し、差別につながる言動を行ったり、同調しないよう呼びかける緊急のメッセージを発表しております。

児童生徒・学生に対しては、感染した人や症状のある人を責めるのではなく、励まし暖かく迎えること、教職員に対しては、子供たちが誤った認識や不確かな情報に惑わされず、科学的根拠に基づいて行動できるように指導することを求めております。

また、保護者・地域住民に対しては、差別や偏見・誹謗中傷など許さないこと、周囲で差別につながる言動があったときは同調せず、やめるように声を挙げてほしいと呼びかけております。住民に対しましての感染を責める雰囲気が広がれば、受診の遅れや感染を隠すことで、さらなる感染拡大につながるということを訴えております。

目に見えない新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があり、感染した人が悪いということではございません。幸いなことに町内では、感染者は発生しておりませんが、もし、自分が感染しても、安心して暮らし続けていきたい。そう思うわけでございます。と同時に、文字どおり田布施町のスローガンにもありますように本当に「笑顔と元気があふれる住みよいまち田布施」とありたい、というふうに願うわけでございます。そういうことを、追うマスコミに、これを踏まえた上で、学校、また教育委員会として、どのように対応策を講じていかれるかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝　浩二君）　感染しても安心して暮らしたい、差別防止の取り組みは、のことについてお答えをいたします。

ただいま議員のほうからお示しのありました、この緊急メッセージは、新型コロナウイルス感染者等への誹謗や中傷に係る事案が各地で相次いでいることを受け、全国の児童生徒や学生及び教職員をはじめ学校関係者並びに保護者や地域住民に向けて、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止について、学校等の２学期の始業に合わせて８月２５日に文部科学大臣から発出されたものであります。

これまでも、町内の小中学校におきましては、新型コロナウイルス感染が全国的に広がる中で、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、学校における新しい生活様式を踏まえ、感染症予防対策の徹底に努めるとともに、それぞれの児童生徒の発達段階に応じて、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見の防止に向けた指導に取り組んでいるところであります。

具体的には、誰もが感染する可能性があるということを踏まえ、文部科学省が作成しております新型コロナウイルス感染症の予防「子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して」そういう保健教育指導資料や、日本赤十字社の啓発資料「新型コロナウイルスの３つの顔を知ろう」なども活用しながら、１つは、感染者や濃厚接触者とその家族、あるいは医療従事者、社会機能の維持に当たる方等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではないこと。

２つ目は、目に見えないウイルスへの不安から、感染症が広がっている地域に住んでいる人や、咳を

したりマスクをしていない人などを嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。

３つ目に、差別や偏見のもととなる不安を解消するために正しい情報を得ることや、差別的な言動に同調しないことが大切であること。

こうしたことなどを学習し、子供たちが新型コロナウイルス感染について正しく理解し、適切な行動を取れるよう指導しているところであります。

また、教育委員会といたしましては、今後も、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見の防止について、学校だけの指導に留まらず、保護者にも理解していただくとともに、学校運営協議会やＰＴＡ、公民館等を通じて地域の住民の方々にも広く啓発してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　穴井議員。

○議員（９番　穴井　謙次議員）　ありがとうございました。

それでは、いろいろと学校でも教材を基にコロナに対する対応をなくしてもらえる様子でございますので、安心いたしました。

それで私は、非常にありがたく思いますのは、皆さん方が御承知のように田布施中学校に「がんばろう　田布施！　がんばろう　日本！」ということで、「コロナに負けない」という横断幕が掲げてありましてから、「みんなで乗り越えよう　命を守ろう　前を向こう」ということで、できております。

これが中学校生徒会学校運営協議会ということが書いてございましたが、これを作られるに至りました発想というか、あれの経過をちょっと分かったら短く説明していただけますか。生徒さんの発案とかそういういろいろ経過。

○議長（瀬石　公夫議員）　鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝　浩二君）　実は今、御紹介いただきました中学校の横断幕なんですが、これにつきましては、去る６月だったですかね、日にちははっきり記憶しておりませんが、横断幕の除幕式を開催させていただき、その席にも出席をさせていただきました。そこで、生徒の皆さんが言われたのは、いろいろなコロナウイルス感染によって、様々な行事が次から次へと自粛・中止をされていく中で、生徒たちがもっと中学校、あるいは田布施町、さらには全国に元気をアピールしたいという生徒会の思いが先生方の協力を得て、さらには学校運営協議会とか、等の協力を得ながら横断幕を作りました。その横断幕の中に描かれている一つずつの鶴の絵には、全生徒の思いが一つずつ込められたもの、それを寄せ集めて、鶴とか日本地図を描いた中でそれを横断幕のモチーフにしてがんばろうと。こういう時世ではあるけれども、自分達は、社会従事者への感謝を込めながら、一緒に頑張っていきたいという子供たちのアピールを学校全体・地域でサポートして横断幕にしたという経緯というふうに聞いております。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　穴井議員。

○議員（９番　穴井　謙次議員）　ありがとうございます。

今、子供たちの自主的なコロナに負けないというそういう立ち上がりの下で、この幕ができてきたということを聞きまして、非常にうれしく思いますとともに、教育関係者の皆様方が思いやりのある子供たちを育てていくという教育方針の下で、頑張ってこられているその賜物であろうかと思わせていただくわけでございます。

全国では、いろいろとコロナのことで、地元に住まれないということで転居をやむなくされる人もそういう方もおられるわけで、誹謗中傷ということが、私達コロナの問題の中にあって、大変な心の病をコロナそのものではなくて、心の病が本当に大変な問題となってきているわけでございます。

私達が、それぞれをいたわりあいながらコロナに負けないと、そうして病気になった人も「早く治ってね」といういたわりの言葉と、帰ってきたら「おかえりなさい」と優しい気持ちで迎えられるような、そういうふうな田布施町でなければいけないというふうに思わせていただくわけでございます。

幸いなことに学校協議会、そして地域にはコミスクという大きな組織がございます。そういう組織を通じまして、地域の皆様、また、町民の皆様とともに、いろんなことが起こってきても、みんなで助け合って、町のスローガンである「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」ということで、さらに努力していただいて、いろいろと御尽力いただけたらというふうに思わせていただきますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

そういうことで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうも、ありがとうございました。

○議長（瀬石　公夫議員）　以上で、穴井謙次議員の一般質問を終わります。

………………………………………………………………………………

○議長（瀬石　公夫議員）　ここで、暫時休憩とし、昼休みを取りたいと思います。

再開を１時３０分としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前１１時５３分休憩

………………………………………………………………………………

午後　１時３０分再開

○議長（瀬石　公夫議員）　それでは定刻になりましたので、休憩をほどきます。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

河内賀寿議員。

○議員（１２番　河内　賀寿議員）　それでは、午後からの質問になります。

それでは、一般質問いたします。

質問は、一問一答の１問です。

敬老会、今後どうなるかということで、東町長お願いします。

新型コロナウイルスの影響で、今年の敬老会は中止となりました。その代わりに、７５歳以上の全町民に２，０００円支給されるとのことです。来年には、ワクチンが完成して、終息しているのが何よりですが、もしそのとき、敬老会より２，０００円支給のほうがいいと多くの方が望まれた場合、どう対応されるのでしょうか。

お金に代えられない親睦ということは大事ですが、暑い時期でもあり、そういったこともあるかもしれないと思います。

敬老会が今後どうなるのか、お尋ねいたします。町長、お願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、敬老会についてお答えをいたします。

今後の敬老会についてのお尋ねですが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、全国的に多くのイベントなどが中止となり、本町におきましても敬老会をはじめ、多くの行事を中止いたしたところでございます。

こうした中、国では特別定額給付金をはじめ多くの支援策を行っており、本町でも事業者や学生などを対象とした町独自の各種支援策を行っております。

こうした施策の一つとしまして、高齢者の支援を行うとともに、一つは町内の経済を支えることを目的とし、今回国の財政措置を活用し、７５歳以上の、町内限定ではございますが、小売店応援チケット、これは２，０００円分を配布しようとするものでございます。

これらの施策は、あくまでコロナ対策に特化した臨時的なものでありますため、現在のところ、こうしたことを続けていくとかいうことについて、考えを持っておりません。各種イベント等に関しましては、今後、感染対策を進める中で見直しを行い、地域の活動を支えていきたいと考えております。

御質問の敬老会につきましては、敬老の日にちなみ毎年９月に開催をしておりますが、大変、昨今暑い時期でございます。規模の大きな麻郷、東といった地区では、小学校の体育館にぎゅうぎゅう詰めで冷房もないということで、参加者ももう少し時期を考えてはどうかねということも、たくさんの方からお聞きもして、見直しもしようかなと思っているときに、こうしたコロナ禍の状況となったわけでございます。

近隣市町等の動向を見ましても、昨今は市町の開催から地元を中心に小規模な単位での実施へと見直しが行われており、本町におきましても今後の敬老会の実施内容や方法などを見直すよい時期ではないかとも感じております。

昨今、少子高齢化などにより、介護者の不足に備え、地域で支え合いを行っていく体制づくりの取り組みが全国的に行われております。本町でも、現在、各地で支え合いの地域づくりに取り組むグループが立ち上がっています。既に麻里府地域ではグループが結成され、城南地域でも協議等を進められております。先日も城南地区で勉強会が開催され、多くの方が参加されたと聞いております。

町内では、現在、地域の方々が中心となり敬老会を開催しているところもあります。

このような地域のグループや、婦人会、老人クラブなどが協力し合い、年に１度大きな集いを行うのでなく、なじみの地域ごとに、ふれあいサロンのような小規模な集まり等を行い、活動が充実してくる地域では定期的に集まるといった考え方もあるのではないかと思いますが、町といたしましては、まず、こうしたことについて、地域の方々や老人クラブ等の御意見をお聞きしてみたいと考えております。

○議長（瀬石　公夫議員）　河内議員。

○議員（１２番　河内　賀寿議員）　いろいろ考えられていることで、ごもっともな立派な答弁と思います。

いろいろ新しい考え方で、小さなコミュニティーで敬老会のようなのを、大規模じゃなくてやっていくというのもいいアイデアと思います。いずれは、少人数のも発生するか、そういうことになるんかなと思いますけど、差し当たって今回は、本当は敬老会ある話でしたけど、だんだんコロナの関係で中止ということになりましたから、残念という表現もあれですけれど、そういう感じです。来年は、ぜひとも終息しておるといいんですけどね。

やっぱり、今回、現金というかチケットで２，０００円分支給されると、出た人はあれですけど、出ない人に関しては、今回出なくてももられるんかな、本当思われたと思うんで、いろんな形はあると思いますし、２，０００円とかいうんじゃなくて別のやり方もあって、財源によって、例えばオラレのお金から２，０００円は無理でも１，０００円ぐらいの何らかのチケットにするとか。来られない方への思いやり的な政策をしてはどうかなと思いますけど、現段階ですと、敬老会、確かに皆さん親睦ですし、来られた方、非常に一生懸命、世話する方も一生懸命されているんですけど、大体、今、何割ぐらい来られるんですかね。元気な方がようけ来ちょってと思うんですけど、ちょっとお願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村　明夫君）　現在約２０％です。

○議長（瀬石　公夫議員）　河内議員。

○議員（１２番　河内　賀寿議員）　そうなんですね。麻郷に参加しても、確かにもっとおってんじゃろうなと思いながら、いつも見ているんで、やっぱり２０％もうちょっと来てかなと思ってた、２割です

からね。

　ということは、８割の方は、何らかのご理由で来ていないわけで、来るための足なりいろいろ理由があってんじゃが、そこを言うんもあれですけど、今回、普通に２，０００円分のチケットなり何なりの８割の人は、行かんでもそういうこと今回してもらえるんじゃと思われたなと思うんで、来期も何かのそういうことを考えたほうが、喜んでもらえるんじゃないかなとは思うんですけど、オラレとかの資金でそういうチケットなり１，０００円分でもいいですけど、そういうのはいかがですか。

　町長お願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　オラレの財源については、これはもう子育てとか、そういったところの財源に充てるということで、既に運用いたしておりますので、新たにそのオラレの売上げが伸びればどうか分かりませんが、こういう影響下でございますので、オラレも一時期閉めておりましたし、今後のチケット販売のような形が、スマホとかそういったもんに変わっていけば、それがどんどん伸びていくという今までのような形ではないなというふうに思っております。

　言われますように、何らかのことというのは分かるんですが、財源に限りがありますので、お配りをする、配布する、差し上げるといったものについては、やはり福祉ですから、当然やっていかんということはないと思うんですが、やはり気をつけませんと、子育てとか教育とか福祉とかいろんな環境の分野がございますので、それをどうして優先してやっていくのかということが重要と思います。

　そして、敬老会につきましては、元来、長寿祝い金とか、そういったものも姿を変えながらではございますがやっております。ですから今は、米寿、白寿とか、そうした記念品の授与とか、そういったものをどうしていくんかというのはございますが、やって、引き受けていただいております婦人会とか地域の方々の運営が大変であるというのは、実感しておりますし、お世話していただく方の高齢化とか、人数も不足している中で、これまでどおりのような運営ができないのも事実でございますので、敬老会については、本当に、地域ごとでも変わるかも分かりませんが、地域でできる範囲内でのものを見つけていくようになるんじゃないかなということがしております。

　今、２，０００円を来年どうするんかということですが、今そういう、今回は、何回も申し上げますが、今やっております飲食とか、小売業とか、やっぱり経済で影響を受けているところへの支援策として国が財源を示してくれているものですから、それで２つの目的を持ってやっております。来年以降どうなるのかというのは、まだ決めておりません。

○議長（瀬石　公夫議員）　河内議員。

○議員（１２番　河内　賀寿議員）　あくまで、今回の２，０００円はコロナのこの特別な支給の体制だというのが、一言に言えばそういうことということで、それはそれで、そういう配慮がありましたという一つの年度の話だったということで終わるのもなんなんですが、前のことを言うのもなんですけど、昔は世の中が、財政が豊かだったんか知りませんが、５，０００円、７５になったらいただけるようなことが昔あったなというのを思っているんですけど、確か打ち切りになったとき、体育館どんなになるんかなと思ったのを、そのつもりで見たときに、さすがにいつも５，０００円体育館にもらいにいくつもりだったのが、なくなったので来てんなかった人がなんかすごい多かったのは、私の記憶なんですけど、半分以下になっちゃったのをああそういうもんなんかなと思って、まあ次の年からやっぱり来てくださいねのセールスがあったのかなと思って、皆さんが来てもらえちゃったというのがあって、なかなかチケットなり現金の支給があると、やっぱりそれをしてもらえるんならと思うて、気を遣うて来られちゃった人もおっちゃったんじゃないかなというのが、５，０００円であった頃のそういう感じで、今

回も２，０００円があって次の年なかったら、また体育館が半分になったら大変だろうと思って、こういう質問を考えてみたんですけど。それまでのよく宣伝とかそういうことで、今年限りですよというのを割と徹底しちょったほうが、くどいような回覧板なりなんなり、今回限りですよというのをちゃんとしとくほうがいいかなと思います。

あとは、先ほどから言われてました小さいグループ絡みのやつはやはり今後なると思われますか、小さいグループでやっていくとかいう。町長、お願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　分かりませんけども。

小行司とか行ってみると、若い方も、二十歳過ぎぐらいの女性２人ぐらいお手伝いされておりますし、いい感じだなというふうに感じておりますから、関わり方を少し無理がないように変えていく中で、地域なりができる方法で見つけていくのが一番いいんじゃないかなというふうに思いますし、２，０００円についてはやめたと、やれやらんと言うわけじゃございませんし、まだそういうことを考える状況にないということで、当面は、今回限りということになってしまいますので、また来年そういったことが出てくるかもわかりませんが、敬老会については、おっしゃるようにずっと参加者も減少してきましたし、長寿お祝い金のほうは会場で配っておりましたが、それをやめて、制度上は残っておりますが、前はお金を引き換えにということがあったように思いますからあれなんですが、なかなか準備とかにも手間もかかりますし、こういった形に変えてきております。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　河内議員。

○議員（１２番　河内　賀寿議員）　時代いろいろ変わって、また小さなグループでやるとかも今後あったりとか、今後の世の中の変わりであると思いますけど、２，０００円は今回限りですというのは割とよくね、周知徹底という表現なんですかね、しておかんと、やっぱり来年の人が思ってかなというのは今回思った質問なんで、ぜひ本当に今回限りですよというのはよく宣伝をしといていただければと思います。

そのくらいですかね。あとは、今後の敬老会いろいろ盛り上げていただければというのと、あと、今回、いつも思うんですが敬老会見てて、やっぱり元気な人しか来てんないけぇ、足と言いますか、乗せてってくれる、お車なりなんなり、家族の人なり、近所の人なり、ああいう体制というのは、やっぱり２割というのはもうちょっと乗せてってもらえるようないい関係と言いますか、体制づくりというか、ああいう場合は敬老会に関しては自由意志なんですかね。それともバスみたいなもんとか、ちっちゃいバスでしょうけど。敬老会の日には、足悪いですけど乗りませんか的な、体育館行くまでの何か交通手段みたいな、町は、ちょっとその日は出すような話はないんでしょうか。

ちょっとお願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　今そういったことをやられている地域も若干あるようには聞いておりますが、そういったお車で送迎というようなことは、ちょっと今考えておりません。

○議長（瀬石　公夫議員）　河内議員。

○議員（１２番　河内　賀寿議員）　この辺は、その場所、その場所で公平を考えると難しいことがあると思うんで、ちょっと難しい点だと思います。また検討課題ぐらいだと思いますんで、できるだけ一生懸命婦人会の皆さん以下皆さんが、催物も一生懸命考えてやって、一生懸命やっちょってくれてですんで、いろんな方に見てもらって楽しんでいただける敬老会で、２割はちょっと少ないんで３割、４割だ

んだん増えるような何らかの形とかもまたいろいろ検討していただければと思います。
　また、あと２，０００円本当今回限りというのは、よく徹底をお願いします。
　これで、今回の質問を終わりますので、またよろしくお願いします。
○議長（瀬石　公夫議員）　以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

………………………………………………………………………………

○議長（瀬石　公夫議員）　次に、竹谷和彦議員。
○議員（８番　竹谷　和彦議員）　それでは、私の質問ですが、２件ございまして、２件とも答弁相手は、町長お願いします。そして一問一答でございます。
　では１問目です。庁舎内の防犯カメラ、録画機器等の設置状況はどうなっているかということで、田布施町の危機管理においてお尋ねいたします。
　昨年の９月議会でも同じ質問をしましたが、周知のとおり今年６月には、田布施町を震撼させた田布施町役場爆破予告という、信じられない前代未聞の大騒動があったばかりです。
　さて、その後、役場の出入り口や役場周辺には防犯カメラや録画機器は設置されましたか。設置されていないのであればその理由をお願いします。また、今後の設置予定をお尋ねします。
　以上です。
○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。
○町長（東　　浩二君）　それでは、お答えいたします。
　昨年は、あおり運転や京都アニメーションの放火事件など重大な事件がございました。田布施町でも、７月に町役場近くで殺人未遂事件がございましたし、爆破予告も今年だけではなく、昨年１０月にも１回ありました。
　爆破予告については、町ホームページへの投書であり、すぐに柳井警察署と連絡し、協議、連携しながら対応を行いました。警察署は、役場の中の捜索も何回もやっていただきましたし、大変感謝いたしております。
　しかし、公表につきましては、同じ内容の予告が全国で多数見られるタイプと全く一致しておりましたし、昨年と今年のものも全く同じ文面で出されておりましたし、全国的にも同じ内容のものが多く見受けられたということで、柳井署とも協議し、同種のいたずらを助長することがないように非公開とし、しかしながら万一のことも想定し、爆破予告とされた時間に避難訓練を実施し、来庁者と職員の安全は確保させていただきました。
　防犯カメラ等につきましては、令和２年度当初予算時に十分検討いたしましたが、本年度の予算編成が特に厳しい状況でございましたので、ほかの事業との優先度を鑑み、見送ることとなったのが理由でございます。
　しかし昨年御質問いただきましたドライブレコーダーにつきましては、公用車３台に設置する予定といたしております。
　防犯カメラ等につきましては、昨今の爆破予告を受け、録画機器を設置することの有効性は感じておりますが、現在特にコロナ対策、緊急で対応すべき学校教育への問題、非常に多くの財源が伴うものがたくさんございます。防犯カメラとかそういったものにつきましては、通学路や小中学校等への設置と併せて、役場への設置も今後検討していきたいと考えております。
○議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。
○議員（８番　竹谷　和彦議員）　２０１９年の４月１８日の京都アニメーションの事件では、実に３６人の方が亡くなられておりまして、そして３４人の方が重傷をおっておられると。

そして、役場のほうには、だからまぁ割と、内々で処理したという形なんですけれども、果たしてこれでいいんだろうかという疑問が残ります。

そして、避難訓練として避難させたということは、また後日ネット、報道されまして、一般的にはちょっとごまかしているというような印象を持たれておるわけですね。だから喉元過ぎれば熱さ忘れるというのじゃなくて、もっと真摯に受け止めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　こうしたことは、本当に深刻に受け止めております。人の命に関わるもんでございますので、絶対やめてほしいということで、簡単に考えているわけではございません。

しかし先ほど申し上げましたが、そのいたずらと思われるメールの内容が、もう本当に数え切れないほどある同種のものでございましたし、警察もそういった情報を持っておりますので、今回はこういった対応にさせていただきましたが、違う内容であれば、また対応も検討したいと思いますが、例えば商業施設のように不特定多数の人がいつ来られるか分からないという商業施設とかを爆破予告とか大きな観客が集まるようなところへのものと、役場の来客でございますので、そういうコントロールがそういった面ではかけやすいと申しましょうか、そういったことでございますので、こういった対応はしたわけでございます。

警察のほうにも、十分指導をいただきながら、一緒に連携して対応したということでございますので、真剣に受け止めさせていただいております。

○議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

○議員（８番　竹谷　和彦議員）　その他、今回、町長さんとか総務課長さんあてに、同等のいろんな脅しがあったと思うんですけど、そういったものに対しての捜査とかいうのはされたんでしょうか。被害届とか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　具体的なはっきりしている脅迫であれば、当然訴えますし、やらさせてもらいますが、どこの誰か分からない方がいきなり電話してきて、何を言ったか分からんというようなものについては、対応がしきれませんので、取っておりませんが、そういう昨今、ＳＮＳでも発信者が特定されるような非難、中傷であれば当然適切に対応はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

○議員（８番　竹谷　和彦議員）　インターネットの世界というのは怖くて、今この時点でも、ネット開いて、検索で田布施町職員と打ち込んだら、ものすごい数のその当時のものが出るわけです。その中にやっぱり、いまだに脅しであるとかそういうふうなのが載っているわけです。やはりそれは対応していかないとまずいと思うんですけど、未来永劫残っているのはちょっとまずいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　本当にやめていただきたいという思いがありますが、それについては、警察のほうとも協議をしてみたいと思いますが、現在のところは、そういった考えは持っておりません。

○議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

○議員（８番　竹谷　和彦議員）　やはりこれは犯罪行為ですので、攻撃をされたらそのままで黙っておくというのもどうかなと思いますので、いま一度見ていただいて、対処していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　こういったものは反応すると、再度拡散すると申しましょうか、きりがない話になります。ですから、本当に私としても、個人的に云々言われるのはそうじゃないというのは言いたいんですが、またそれをネタにしてまた面白半分にやられても、こっちは一生懸命やっておりますので、そういったものの結果が、沈静化と申しましょうか、落ち着くようにという思いしか持たないのが事実でございます。

個人的なもので、こうした役職にいなければ、それでもう徹底的にやればいいんでしょうが、その反響がやっぱり住民の皆さんとか役場にも跳ね返ってきますので、その辺は慎重にやらざるを得ないということで、議員の御心配、本当にありがたいですけども、そういったことにも十分注意しながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

○議員（８番　竹谷　和彦議員）　本件につきまして、６月当時、やはり町内の子供たちの目が、大人に対する目がすごい冷たかったと。やっぱり外を歩いとっても、一体、何を大人はしとるんじゃろうかというようになってしまいましたので、これは、十分検証を行って対応していただきたいと思います。

それで、１件目はこれで終わります。

そして２件目です。マスコミの取材対応についてお尋ねします。

６月９日の６月議会で、議会初日のマスコミ報道に端を発し、インターネットや電話による田布施町への激しい電話による抗議やメールによる問い合わせ、脅迫、誹謗中傷事案があったばかりだが、田布施町への報道機関の取材の窓口や取材申込みはどのように行われているのでしょうか。羽鳥モーニングショーが、中央公民館の執務室を取材していましたが、事前の取材申込みはあったんでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、お答えいたします。

これまで、報道機関への対応は、情報提供の内容やフローを決めているのみで、今回の事案のように、多くのマスコミから一度に問合せがあった場合に対応をどのようにするかなどのマニュアルは本町にはございませんし、なかなかケースバイケースで対応せざるを得ないという非常に厳しい問題だろうと思います。

今回の取材の窓口や申込みは、総務課長を中心に対応していただきました。

羽鳥モーニングショーの取材につきましては、事前に申込みと申しましょうか、電話で連絡がございましたので、お聞きをして了承した上での取材となっております。

今後、重大事案発生時の報道機関への対応については、今回の件を十分精査し、適切な対応となるように整理してみたいと思いますが、なかなか難しい問題であるというのが、職員も共通的な認識であろうと思いますし、役場全体で取り組んでいきたいと思います。

○議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

○議員（８番　竹谷　和彦議員）　羽鳥モーニングショーを見ておりまして、びっくりしたんですけども、このモーニングショーでこの中の一議員が登場しまして、そして案内しているわけですよ、こちらの部屋になりますと。あれはちょっとすごい疑問というか、違和感を感じたんですが、その辺に対しては、町長どのようにお考えですか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　私、あの、申し訳ございませんが、その番組見ておりませんので、見たくもなかったというのもありますし、実際上見れませんでしたので、総務課長からこうした取材があったというのは連絡を受けておりましたので、内容は聞いておりますが、見ておりません。

○議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

○議員（８番　竹谷　和彦議員）　私も見てびっくりしたんですよ、実際。議員が出てきて、こちらの部屋になりますというふうにやっていたのでね。

今の答えですと、総務課が対応しているはずだと思うんですが、その辺どうでしょう。

○議長（瀬石　公夫議員）　亀田総務課長。

○総務課長（亀田　典志君）　羽鳥さんのモーニングショーにつきましては、取材を私が受けておりますので、それに対しては事前の申込みがあって、それに対して対応させていただきました。

今議員が言われるものにつきましては、私も知らないところですんで、中央公民館でございましたんで、その辺、うちではなくて社会教育課の了解を得てやられているのかどうかというのは、ちょっと分かりませんけど、報道では隔離部屋という言い方されておりますけど、自由に誰でも出入りできるところでもございますので、その辺が、どのように、自由に使われている執務室でもございますので、その辺の御案内というのが、事前には私のほうは周知していなかったというのが現状でございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

○議員（８番　竹谷　和彦議員）　じゃあ、どういういきさつでモーニングショーが来たかというのは御存じなかったということですか。

○議長（瀬石　公夫議員）　亀田総務課長。

○総務課長（亀田　典志君）　今の件につきましては、私のほうは承知しておりませんので、はい。

○議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

○議員（８番　竹谷　和彦議員）　羽鳥モーニングショーというのは、非常に全国で放送しますから、ものすごい影響力がありまして、私も見ていて思ったんですが、その案内した人が呼んだんじゃないかと思ったわけですよ。その辺についても、全然存じないですか。

○議長（瀬石　公夫議員）　亀田総務課長。

○総務課長（亀田　典志君）　把握しておりません。

申し訳ございません。

○議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

○議員（８番　竹谷　和彦議員）　私も、田布施で生まれて育って６０年間、いろんなことがありましたよ。これほど、田布施町を貶めるようなひどい事案というのは経験がないです。

だから、ぜひこういうことはどういうふうに拡散していって起こったかということを、ぜひ検証していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　おっしゃられることも十分分かりますが、時系列的に動いております。

話がごろごろごろごろ変わってきますし、役場へお電話いただきましたものも、やはり先にお答えしましたように全然千差万別と申しましょうか、いろんなものでございますので、それがきっかけとなったのは、十分想定はできますけども、それがどういうふうになっていったかというのは、それを確認できるものというのはないと思いますが、議員おっしゃいますように、その一般質問の前の日に電話がかかってきて何だろうかなという、遅くまで職員が１人仕事しておりまして、そこへすごい電話の数がかかってきて、総務課長が夜出ていって対応するというのが数日間続きまして、早朝から夜遅くまで、職員には本当に迷惑かけたなというふうに思いますし、職員が一生懸命長い電話、２時間ぐらい話しっぱなしで職員は聞いとるだけと。

それを説明するために何とかマニュアル的なものがないと、職員も精神的に持ちませんので、何人も

何人も交代して対応してくれましたので、その辺は職員については、感謝しておるところでございますが、なかなか整理はいたしますけども、十分な解明というのは無理なような気がいたしますが、やれるところまでは整理をしたいと思います。

〇議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

〇議員（８番　竹谷　和彦議員）　田布施町役場の電話は、録音ができるんですか。

〇議長（瀬石　公夫議員）　総務課長。

〇総務課長（亀田　典志君）　今現在は、できるようにはしておりません。

〇議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

〇議員（８番　竹谷　和彦議員）　そういたしますと、後ほどの検証ができませんよね。確かにいっぱいかかってきたけど、遅かったと。大変だったと。それで終わってしまうんで、ぜひ一般の金融機関とか、かけたら録音しますと言いますよね。このまま録音させてもらいますと。必要最低限、こんなとんでもないことがあったんですから、それは必要なんではないですか。

〇議長（瀬石　公夫議員）　亀田総務課長。

〇総務課長（亀田　典志君）　はい。検討をさせていただきます。

〇議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

〇議員（８番　竹谷　和彦議員）　そうしますと、苦情の電話かかってきたものについては、受付簿とかそういったものは一切ないということでしょうか。何月何日何時何分、相手が男性、女性とか。

〇議長（瀬石　公夫議員）　亀田総務課長。

〇総務課長（亀田　典志君）　今回の事案でですか。

総務課だけではなくて、電話が通じないんで出先まで電話があったというふうに聞いています。１件１件に対して、こちらとしても誠意を持って対応して、先ほども町長からもありましたけども、２時間を超える電話とか、様々な電話がありました。それを１件１件、本数を数えるだけでも、ものすごい数でしたし、メールでの件数もものすごい件数でした。

ですので、マスコミの報道機関の方が、何件ぐらいということで言われるんですけど、もうとてもじゃないですけど、数えるだけでもいい業務になってしまいますんで、そういった１個１個のものについては、記載しておりません。

ですけど、相当脅迫めいたものについては、何時何分でどういったということで、それはメモしておりますし、それを警察のほうにも提供はしております。

〇議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

〇議員（８番　竹谷　和彦議員）　これは、ユーチューブを御覧になったら分かると思うんですが、これから田布施町役場に伝達しますと、それで上がっていますよ。総務課の女性が出られて、応対されていると。

そういうふうに、世の中に出ているわけです。それに対するやっぱりこちらも備えというかしないと今後はちょっと問題があると思うんですが、いかがでしょうか。

〇議長（瀬石　公夫議員）　亀田総務課長。

〇総務課長（亀田　典志君）　今回、相当気にして、やっぱりデジタルというか、ユーチューブとかそういったもについては、本当に恐ろしい、こわい存在だなというふうには感じております。

私たち、先ほどまでの議員さんからの御指摘、御質問とかでもありましたけど、やらなきゃいけないことというのは、多くあるだろうというふうに思っています。そんな中で、いろいろ整理して、どこからやっていくということはあると思います。

先ほど、そういった載っているのに削除とか、そういったもの、人権の関係だったら削除要請とかいうこともやるようなマニュアルというのはございます。今回の件がそれに該当できるかどうかというのも、今のところは検証しておりませんので、そういったことで、また整理していきたいというふうには思っております。

○議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

○議員（８番　竹谷　和彦議員）　ぜひお願いします。

これは、子供がスマホを持てばすぐ検索が出るわけですよ、残っちょるんです。だからもっと真剣に考えてまいりましょう。

このように、前代未聞の、とても起こるとは思わなかったことがいきなり起こりまして、私もびっくりしちょるんですが、ぜひこれは十分な検証をしまして、それを取りまとめて、そして二度と起こらないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　亀田総務課長。

○総務課長（亀田　典志君）　先ほども言いましたけど、取り組まなきゃいけないものは本当多々あるというふうに思っています。

内部通報とか、ハラスメントの関係、それから懲戒処分の指針の改定等もございますし、今回の報道機関への対応につきましても、整理していこうというふうに思っています。で、全体的な整理というのも行って、今後の対応についても、しっかり検証していきたいと思いますので、またそういった点で御理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（瀬石　公夫議員）　竹谷議員。

○議員（８番　竹谷　和彦議員）　よろしくお願いします。

本件については、いい加減幕引きして、田布施町をもっといい話題で有名にしていただきたいので、よろしくお願いします。

では、私の質問は終わります。

○議長（瀬石　公夫議員）　以上で、竹谷和彦議員の一般質問を終わります。

………………………………………………………………………………

○議長（瀬石　公夫議員）　次、続けていいですか。（発言する者あり）はい、それなら続けてやらしてもらいます。

次に、松田規久夫議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　一問一答で３問、町長、教育長よろしくお願いします。

１問目は、税と社会保障費の負担率はと題しまして、町長よろしくお願いします。

新型コロナ感染症対策として、新たな生活スタイルが定着しそうである。日本の実質国内生産（ＧＤＰ）は、個人消費が約６割を占める。コロナ禍による生活の変化で、所得水準も消費活動も変化する。

標準的世帯のモデルケースで――当然、田布施町ですが――町県民税、所得税、固定資産税等の税負担と国保税、介護保険料、後期高齢者保険料等の負担率は幾らか。３００万、５００万、７００万円世帯で示してほしい。コロナの影響で今後の数値は大きく変化する可能性は高い。

よろしくお願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、お答えをいたします。

１点目は、税と社会保障費の負担率についてのお尋ねでございます。

まず、今ございました標準的な世帯についてでございますが、以前、同様の御質問を１０年間同じ議

員から頂いたことがございます。そのときに想定をしようとしたケースとして、４０代の夫婦２人、子供２人の４人世帯で国民健康保険加入者としたケースで、年収額が３００万、５００万、７００万の３つのパターンで試算してお答えをいたします。なお、固定資産税は所得の増減に関係するものではございませんので、省略をさせていただきます。

試算に当たりましては、収入の種類や家族の収入の有無など条件により結果が大きく変わってまいりますため、収入は夫の給与収入のみとして試算し、控除につきましては、基礎控除、扶養控除、社会保険料は国保税と国民年金のみとして試算をいたします。

３００万円の場合、所得税が2，２００円、町県民税が１万7，４００円。５００万円の場合ですと、所得税が６万9，５００円、町県民税が１４万9，２００円。７００万円の場合、所得税が１８万6，８００円、町県民税が２９万8，５００円程度となってまいります。

また、国民健康保険税は、３００万円の場合には年額３３万8，６００円、５００万円の場合は５６万４００円、７００万円の場合は７５万7，３００円となり、この中に４０代の夫婦２人の第２号被保険者介護保険料が含まれるものとなります。

以上が４０歳代夫婦と子供２人の世帯で試算した税と社会保障費でございます。

また、御質問にあります後期高齢者医療保険は、７５歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険の保険料でございます。７５歳以上の高齢者１世帯について試算いたします場合、年金収入が３００万円を超えるケースは標準的でございませんので、年金収入が２００万円の場合と１２０万円の場合について試算をいたします。

２００万円の場合は、後期高齢者医療保険料が９万2，３３３円、介護保険料が４万9，２８０円となります。また、１２０万円の場合は、後期高齢者医療保険料が１万2，１１５円、介護保険料は3万5，２００円となります。

なお、新型コロナウイルスにより収入が減少と見込まれる場合には、条件により減免が適用されます。

次年度以降、新型コロナウイルスの影響により税収等の減少が見込まれますが、減収額がどの程度になるかというのは、現時点では予測ができておりません。

また、国保税と介護保険料につきましては、減収を見込んだような税率アップは考えておりません。

以上でございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　松田議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　負担率としては、３００万、５００万、７００万、やっぱりそれぞれ３割弱ぐらいでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　藤本税務課長。

○税務課長（藤本　直樹君）　負担率としましては、年収３００万におきましては２７．７％、５００万の年収におきましては２５．１％、７００万につきましては２４．５％を試算しております。

以上です。

それと、後期……。

（今年度の場合ですか？次年度？）と発言するものあり。

○税務課長（藤本　直樹君）　コロナの給付金についても含めた額であればですね……。

○議員（７番　松田規久夫議員）　もう一回質問しましょう、先に。

○議長（瀬石　公夫議員）　どちらから。松田議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　今、税務課長のほうから３割弱の数値、お聞きしましたが、今年度はコロナの関係で１人１０万円とか、あるいは子供の手当とか町独自の加算とか、そういうふうな金額を

考慮した場合、２０１９年度と２０２０年度、同じとして、２０１９年度の数値でコロナ分を減額すれば、およそどのくらいの負担になるんでしょうか、３００万、５００万、７００万が。

○議長（瀬石　公夫議員）　吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村　明夫君）　３００万円の場合が、２７．７％が今年度は１３．１％になります。次に５００万円の場合は、２５．１％が１６．３％になります。そして７００万円の場合は、２４．５％が１８．２％になります。

○議長（瀬石　公夫議員）　松田議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　それぞれ下がっていって、収入金額が多いほうがまだまだ負担率が高いんで、ほぼモデルケースで４０歳の夫婦、子供２人というモデルケースで大体もらっている金額というのは、具体的には、およそですが１世帯当たり幾らぐらい今年度コロナの影響でもらえたんでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村　明夫君）　特別定額給付金が、１人１０万円が４人で４０万円です。国の子育て臨時特別給付金が１人１万円で子供２人なので２万円、そして、町独自の子育て世帯臨時応援金、これが子供１人１万円なので２万円です。合わせまして、４４万円になります。

○議長（瀬石　公夫議員）　松田議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　ありがとうございました。

４５万円は、将来にわたって、また我々国民が負担していかなけりゃいけないという形になるんでしょうね。東北の大震災と同じように、何かそういうふうな気がします。

追加質問で、２問目は、国が国民に対して何か支援対策をする場合はお金を支給する、つまり、ばらまくという発想しか私にはないように思います。確かに、支援金を得れば各世帯の負担率は下がります。そこで考えなけりゃいけないのが、このたび一律で１人１０万円の配布がありましたけども、負担率を考えた場合に、本当に１０万円を一律に定額で支給するのが、公平で平等なんだろうかという思いがあるんですよ。先ほどモデルケースで４４万円皆それぞれもらって、負担率が１３．１、１６．３、１８．２というふうに下がりましたけども、確かに負担の大きい人ほど逆に。

話は変えますが、２問目で僕は生活保護の質問をしていますが、生活保護はある面、憲法で文化的な生活を保障してますんで、生活費の保障でお金をもらうのはいいと思います。ですから、負担率はゼロですよね。一律に、例えば１人１０万円とかってやれば、プラスの負担率ということになるわけですよね、もともとの負担率ゼロですから。こういうのは、国民それぞれ収入に合って負担しているのに、みんなコロナで苦しい生活しとるのに、逆にプラスになるような、そういうふうなのが公平と言えるのかどうかという辺りが、僕、非常に疑問なんで、これは回答をもらうというよりも発想として常に、田布施町も今回国から２億５,０００万円もらいまして、それに１,０００万円ぐらいを足して４８項目の支援策をやりましたが、全て手厚い資金をして助けると。

こういう発想ですが、これを町県民税で負担する、あるいは固定資産税で負担するという辺りを減額して生活を支援する、あるいはどの家庭も電気とか電話とか使ってますんで、こういう辺りの１号ですね、全額無料にしたらものすごく使うか分かりませんので、一部分を負担するというふうに、行政も何か補助金、支援する場合はお金をばらまく──ちょっと言葉は悪いかも分かりませんが──じゃなくて、徴収はしないと、出すんじゃなくて徴収しない。それで支援するという、こういう発想というのは、町長、どういうふうに思われますか。住民生活を支援するのに手厚い補助金をあげるんじゃなくて、一部でもいいから生活支援でお金を徴収しないというこういう発想、全く１８０度逆転した発想についてど

のように思われますか。

〇議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

〇町長（東　　浩二君）　おっしゃいますように、いろんな方法があろうかと思いますが、今は、国は定額給付金にしても１人当たり幾らということで状況に応じたものにはなっておりません。ばらまきと言うと言葉が悪いかと思いますが。

本町でも給食費を徴収しないとかそういったことはやっておりますし、児童クラブとか保育園に対してもお弁当の補助をするとか、本来支払われるべきものを町として支援しましょうというものは、若干やらさせていただいております。

議員おっしゃいますように、本来であれば、水道料の基本料金とかそういったとこまで踏み込めばよろしいんかと思うんですが、なかなか今、各市町村ばらばらで、施策がばらまきをどんどんどんどん競っているような状況も確かにございます。そういう中で、議員おっしゃいますような本来の方向へ目が向いていないというのは御質問のとおりでございますので、町としてもそういった支援を、もしくはしていくときには、具体的にこういったものがあるというのは検討はしておりますが、今、具体的には給食費とかそういった限定したものに限られております。

〇議長（瀬石　公夫議員）　松田議員。

〇議員（７番　松田規久夫議員）　そういう徴収しないで生活支援をするというふうな方向を、もう少し拡大するような形を取ってもらえたらと思います。

では、２問目の生活保護について、町長お願いします。

新型コロナ感染拡大により、生活保護の利用を申請する人の急増がある。厚生労働省は、生活保護の申請を侵害せず、速やかに決定することを求める通知を出した。コロナ禍で田布施町の生活保護申請受付、決定の現状をお尋ねします。

１、申請者の傾向は。申請件数の変化は。同様に決定数は。

２、受給額はおよそ幾らか。

３、受給者に収入が生じると受給額は。

４、支給に関して田布施町の実質的な負担は。

５、コロナ禍で将来的な対象者の変化は。

お願いします。

〇議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

〇町長（東　　浩二君）　生活保護についてお答えをいたします。

山口県では、東部社会福祉事務所がこうした生活保護の事務について行っております。申請件数や決定件数は申し上げられませんが、昨年よりは少なく、今年度において新型コロナウイルスの影響は、現在は申請はないと聞いております。これは、特別定額給付金で１人当たり１０万円の支給がされたこと、また緊急小口資金や総合支援資金などの貸付制度の利用が一つの理由として考えられております。

２つ目の受給額につきましては、世帯の収入や年齢・家族構成、家賃額等によって異なりますが、夫婦お二人と子供１人の３人世帯で、住宅費を含まないケースで試算をいたしますと、最低生活費が約１４万円と算定されます。収入がこれに満たない部分が生活保護費として支給されることになります。

３点目の受給者に収入が生じた場合の影響ですが、生活保護は最低限度の生活を保障する制度ですので、受給者に収入が生じると受給額の減額、また最低生活費を上回る収入があると保護の廃止となるわけでございます。

４点目の支給に関する田布施町の実質的な負担についてでございますが、具体的に町の支出としての

負担はありません。しかしながら、生活保護費の窓口支給対応や町営住宅に係る住宅扶助費の徴収等の事務を町が行っております。

５点目で、コロナ禍で将来的な対象者の変化ですが、コロナ禍の影響で収入が減少したり職を失ったりした人が、収入の見通しが立たなくなれば、生活保護の申請に至ることは十分可能性があると考えております。

本町といたしましては、生活保護の相談があれば状況をお伺いし、内容を整理し、事務所を所管する東部社会福祉事務所に速やかにつなぐこととしております。また、生活に困窮している人から相談があった場合も、生活困窮者自立支援制度を所管する東部社会福祉事務所につなぐこととしており、制度に基づく事業が実施されるに当たっては、町からも支援調整会議に参加して情報の共有を図り、連携を密にすることによって、相談者の生活基盤の再生を目指すこととしております。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　松田議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　国会で、「生活保護はあなたの権利です。ためらわずに申請を」と政府が呼びかけるべきだとの質問に、首相は、「国民は文化的な生活を送る権利がある。ためらわずに申請していただきたい。我々も様々な手段を活用して国民の皆様に働きかけを行っていきたい」と答弁されました。田布施町独自のこの働きかけというのはあるんでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本　哲夫君）　田布施町独自の働きかけというのは、特にこれといって銘打ったものはございません。たしか何か、電話帳を作られる際に生活保護についてはお問合せ先ということで、東部社会福祉事務所があるということで、そういった御案内をしたというような記憶がございますが、窓口に御相談に来られた方に仕組みと相談先をその都度御案内をしているというところでございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　松田議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　日本には、いろんな場所で生活保護の申請をされている方がおられます。田布施町の場合、人口１万５，０００人ですが、人口規模で公表されてないですが、一応の人数的な目安というのはあるんでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本　哲夫君）　一応、事務報告の中には、人数のほうを山口県東部社会福祉事務所から頂きまして、入れさせていただいております。こちらの事務報告ベースで申し上げますと、令和の元年度ベースで５７世帯６９人、保護率で申し上げますと、１，０００人当たりになりますけれども、４．６パーミルというところでございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　松田議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　いろんな方が申請に来られると思います。受付時の担当者が、事務処理が中立でなくて申請者の救済に重きを置く担当者、あるいはその逆の自立に重きを置く担当者、この思いのさじ加減で、申請受付の決定に受給者の人数は僅かですが、私はさじ加減で変わりそうな気がします。

今回のパワハラ問題では、中立的に一人部屋としておけばいいものを、あるいは先ほど竹谷議員がマスコミの取材対応にということで、中央公民館の執務室とかこういう中立的な表現をしておけばいいものを、ある議員が自分の主張を通したいために、また自分にスポットライトが当たるように、事実をゆがめる独居房として、これがＳＮＳで炎上した大きな原因と私は思っております。

○議長（瀬石　公夫議員）　ちょっとこれは質問と……。

○議員（７番　松田規久夫議員）　あるある、あるんです。

○議長（瀬石　公夫議員）　外れちょると思うんです。

○議員（７番　松田規久夫議員）　あるんです。最後まで聞いてください。

○議長（瀬石　公夫議員）　いやいや、おかしい。

○議員（７番　松田規久夫議員）　最後まで聞いてください。あるんですよ。

新聞記者は事実を調べ、裏づけを取って記事にします。公の場で、６月議会で一方的な見方の質問をして、新聞記者にフリーハンドの記事を可能にした議員の責任は、僕は重たいと思います。

○議長（瀬石　公夫議員）　これは何か関係がある。

○議員（７番　松田規久夫議員）　ある、ある。いいんです。議長。

○議長（瀬石　公夫議員）　ここと関係あるか。

○議員（７番　松田規久夫議員）　先日、全協でパラダイス発言をしましたら、この部分だけ切られて、私の発言として新聞記事には載りましたが。関係していますから、議長。

○議長（瀬石　公夫議員）　どこら辺で関係をしてくる。

○議員（７番　松田規久夫議員）　今から言うのに関係しています。地方役場の職員の公平・公正・中立と、これでないといかんわけですよ。先ほどの受付申請でもこっちに偏ったりこっちに偏ったりしちゃいけんわけです。やはり客観的に、普通見るようなそういう一人部屋なり、別棟の執務室なり、そういう感じでせんにゃいけんのを。職員の受付時の対応が公平・公正・中立という辺りは、ちゃんとできておりますでしょうか、この生活保護に限らず。

○議長（瀬石　公夫議員）　坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本　哲夫君）　まず、生活保護の申請とその支給決定については、先ほど町長の答弁にもございましたように、山口県の東部社会福祉事務所が担っております。ですから、ケースワーカーの判断というところもあるかも分かりませんが、結構ですね、私も聞いた話だと、やはり財産の状況であるとか、資産、どれぐらい今あるかとか、収入ですとか、家族構成、これ、かなり細かく調べられます。ですから、そういった決まった状況に応じた中で支給決定がされると思いますので、その辺りは個人の思いで判断がどっちかに傾いていくという、そういうものというのは限られてくるんじゃないかと思います。

一つ、私どもに振り返ってみますと、例えば私どもも児童扶養手当、いわゆる独り親に対する手当の受付、支給は県が行いますけども、受付は町民福祉課で行います。そのほか児童手当でありますとか、保育園の入所でありますとか、そういった受付をしておる中で、やはりこういったことに関してはきちんと確認をしておくようにというところで、やはり厚生労働省、県を通じて来ておりますので、そういった要件はきちんと確認した上で、審査をした上で、支給決定なりそういった入所の決定なりをしておりますので、確かに、非常に状況を厳しく訴えてこられる保護者の方、あとそういった方々もいらっしゃいますが、基本的には事実を積み上げた上で、その上での支給決定、入所決定をするようにしております。

○議長（瀬石　公夫議員）　川添副町長。

○副町長（川添　俊樹君）　全体の話もされましたんで、課長会議等を通じて、公平・公正というのはもう基本的な話なんで、それはもう徹底をさせていただいております。それと、人間として挨拶ができるとか、来たお客さんに対して嫌な感じを持たせないような形の接客をするとか、そういった形で職員の指導は機会を通じてさせていただいておりますので、御理解のほどお願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　松田議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　この項目は最後にしたいと思います。

令和元年度の監査委員から出されている審査意見書、この５ページに生活保護費について、現金支給分について一連の手続について確認したとあるんですが、なぜその口座振替でなく現金支給をされている。その要因というのが、明確な要因というのがあれば教えてほしいということで質問します。

○議長（瀬石　公夫議員）　坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本　哲夫君）　こちらの口座ではなく窓口で受け取っておられる方、ちょっと件数が少ないので数件というふうにお答えをさせていただきますけれどもいらっしゃいます。これはあくまでも、御本人の希望による受け取りの方法ということでお答えをさせていただきます。

○議長（瀬石　公夫議員）　松田議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　最後の質問と言いましたが、本人の希望ということがあればですね、町民福祉課以外にも何か現金を支給しているような、住民にそういう例というのは、町の業務の中で現金を口座振替でなくて支給しているというような例はあるんでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本　哲夫君）　児童手当のほうが、町が支給しておりますけども、これもちょっと僅かな件数なんですが、保育料の関係で、ちょっとなかなか支払いがどうにも納めることが難しいようなケースについては、その保護者の御了解を頂いた上で、窓口で児童手当を支給させていただき、それで保育料を納めていただいているケースはございます。ただ、これは、いろいろ制度のほうも変わってはきておるんですが、あくまでも保護者の方とお話をして、事情もお伺いして、どうしても難しいと、しかし保育料のほうはやはり納めていただかないといけないですから、御了解・御理解をいただいた上で行っております。

○議長（瀬石　公夫議員）　松田議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　残り時間が少なくなりましたんで、最後の質問にします。町長、教育長よろしくお願いします。

首相の一言で全国的に始まった一斉休校。田布施町も学校再開に向け苦労されたと思う。感染症対策は学校の新たな負担となっている。対策の一つにソーシャルディスタンス確保がある。人との社会的距離を保ち、ウイルスの飛沫伝染を防ぐ方法だ。限られたスペースの教室に、児童生徒の数が少ないほど距離は保てる。町の財政、子供の数、教師の数など議論は必要だが、少人数学級を実現しようではないか。ＯＥＣＤ加盟国で日本は下位にある。小学校は町内に４校ある。出生数は１００人に満たない。感染症予防となる今以上の少人数学級は実現可能と思うので提案する。

お願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、少人数学級について、町の立場についてのみお答えをいたします。

学級の定数については、国及び県において基準が示され、山口県においては小中学校ともに原則３５人学級を早急に実現されており、これは全国でも数少ないと聞いております。

こうした少人数学級が子供の学習に効果があることは、アメリカなどの研究で明らかになっており、学習面にしても生活面にしても、子供と向き合う時間が多く取れるようになることがメリットと考えられております。加えて、議員御提案のように、現在の新型コロナウイルス感染防止の観点からも、お互いの距離を確保するという意味でも、少人数編制が有効であるということは理解しております。

しかし、さきにも述べましたように、現在の国及び県の基準の下で、これとは異なる町独自の少人数学級をする編制ためには、少人数編制により増加する学級を担当する教員と教室の確保が前提となって

まいります。

教室の確保については、改修工事等が必要となりますし、教員の確保については、基本、県費職員でございますが、町独自で教員を恒常的に任用する事務に関しては、財政負担も大きく厳しいことがあるというふうに認識をしております。具体的には、教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（瀬石　公夫議員）　鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝　浩二君）　引き続きお答えいたします。

小中学校における学級の編制は、原則として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、これに基づいて行われておりまして、国が基準としている普通学級の編制は、小学校１年生については１学級３５人以下、その他は４０人以下とされております。

ただし、都道府県の判断により、児童生徒の実態等を考慮して、４０人を下回る学級編制基準の設置が可能となる中で、学級編制の弾力化がこれまで図られてきたところであります。

これを踏まえて、山口県においては３５人学級化と少人数指導を効果的に組み合わせ、きめ細やかな指導体制を充実して、子供たち一人一人を大切にした指導を推進することを目的に、平成１４年度に中学校１年生の３５人学級化の取り組みを始め、順次拡充して、平成２３年度に全国に先駆け、小中学校全学年の完全３５人学級化を実施しているところであります。

これにより、現在、町内の小学校におきましては、小規模校を除きますと、普通学級は１８人から３３人までの間で１学級が編制されており、中学校では２９人から３４人の間で１学級が編制されるなど、少人数学級化が進められてきたところであります。

議員から御提案のありましたソーシャルディスタンスを確保できるように、さらに少人数学級化を図ることは、新型コロナ感染症対策として有効な手だての一つではありますが、町費負担教職員の採用や任用・配置の在り方、新たな普通学級の確保など、本町の財政上の課題等について慎重に検討する必要があります。また、教職員定数の改善につきましては、県教育委員会との協議も必要であり、今後の課題であると考えております。

なお、少人数によるきめ細やかな指導体制の充実に係る県費負担教職員の加算配置、いわゆる加配につきましては、今後も引き続き、県教育委員会に要望してまいります。

また、学校における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、衛生管理マニュアル等に基づき、今後も、できる限り身体的距離を確保しながら換気を十分に行い、屋内でのマスクの着用などを合わせ行うことにより「３つの密」を避けるとともに、手洗いなどの手指衛生の徹底に努めるなど、基本的な感染対策を継続する新しい生活様式の定着を図り、学校における感染予防に努めてまいります。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　松田議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　県のほうへですね、人事とか財政とかいろいろ問題がありますんで、少人数学級を声を大にして要望してもらいたいと思います。

時間がありませんので一つお聞きしますが、指導方法の改善による加配の対処で先生の数が増えると、これを学級規模の人数改善、つまり加配の増えた先生を学級を増やすほうに流用するというんですか、こういうふうなのは予算的なものを考えると可能なような気がするんですが、どんなでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝　浩二君）　今、御指摘で頂きました加配教員、これをどのように市町で活用するかというのは、市町に任されているところでございますが、基本的には加算教員、加配教員については、いろいろな教育課題に応じて行うということとされておりまして、定数の改善ということにつきましては、

その流用は協議をする必要があろうかなと思っております。ただ、内々にですね、運用上そういうことをやれないことはないけれども、指導はちょっと協議をしてやらなくてはならない項目になると思います。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　あと１０秒。

○議員（７番　松田規久夫議員）　ぜひ、定数をよろしく要望としてお願いいたします。

私の質問、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬石　公夫議員）　以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

………………………………………………………………………………

○議長（瀬石　公夫議員）　ここで暫時休憩します。再開を３時にいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後２時５２分休憩

………………………………………………………………………………

午後２時５８分再開

○議長（瀬石　公夫議員）　それでは、休憩をほどき、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、清神清議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　それでは、通告をさせていただきました２問について、質問をさせていただきます。

１件目は、投票の時間短縮について。そして、２件目は、避難所開設の見直しについてであります。最初は一括質問、一括答弁、２回目より一問一答でお願いしたいと思います。

来年に実施予定の町議会選挙の件でございますけれども、私の記憶によりますと、記憶といいますか記録によりますと、過去２０年間の田布施町の議会選挙の投票率を見ますと、平成１１年には８１％あった投票率が４年後の平成１５年は７５％、平成１７年の解散選挙は７１．２％、平成２１年にあった選挙は６５．４％、それから平成２５年は６５．１％、そして前回４年前の選挙が、平成２９年度は５６．１９％と選挙をやるたびに投票率が下がっております。２０年前と比べますと、２４．８１％も減少している状況でございます。

投票率の低下を避けるために、途中から不在者投票や期日前投票も並行して行われるようになりましたけれども、投票日に都合の悪い人も気軽に投票ができるようになっています。しかし、投票率は現在も下がり続けております。特に、若い方の選挙に関心が薄れているような気がいたしております。

現在、投票日は朝７時から夜８時までとなっておりまして、期日前投票も選挙の告示日の翌日より投票日の前日まで毎日夜８時まで実施しております。以前の不在者投票は、理由など細かく記入しなくてはならなかったものですが、非常に面倒な面もあったのですが、現在は簡素化して簡単に期日前投票ができるようになっております。期日前投票に行かれる方は、毎回増えている傾向にもあります。しかし、実態は時間を延長しても投票率のアップにはつながっていないし、結果、投票率は下がり続けているのが現実でございます。選挙に関心があれば、投票する時間は十分に確保されていると思います。

本町では、来年２月に町議会議員の選挙を控えておりますが、投票時間の短縮の見直しをすべきと考えております。平成２６年の３月議会で、時間短縮してはどうかというのを質問いたしましたけれども、当時の杉山選挙管理委員長の答弁は、「時間短縮にするには特別の理由が必要とされているため、特別の理由がないために時間短縮はできない」とのことでございました。

現在は、コロナウイルス感染の終息のめどは立っておらず、感染予防のため特別な理由があります。

夜８時までの投票締切りを２時間短縮して夕方６時までに短縮できないか質問をいたします。

投票締切りを早めることによりまして、開票時間も早まり、開票作業による職員の時間外報酬の支払いも少なくなり経費節減にもつながると思います。

参考までに、上関町では、平成２１年頃から既に投票時間を短縮しておりますが、投票に関する問題点は全くないと聞いております。

次に、２問目ですが、避難所開設の見直しについて、答弁者、東町長お願いいたします。

異常気象が続き、３５度以上の猛暑日が例年になくお盆を過ぎてからも続いておりました。今年の７月には各地で豪雨が発生し、崖崩れや家屋の浸水が多く報道されました。地球温暖化の影響で海水温が上昇し、最近特に、大型台風や自然災害の発生率が上がってきているように肌で感じます。

昨日の超大型台風１０号、伊勢湾台風並みと報道されておりましたが、また過去に経験したことのない暴風が吹き荒れ、多くの被害が各所で出ているというふうに思っておりましたけれども、意外と台風の被害が少なく済んだのではなかろうかと一安心しておるところでございます。今後もまだ、今から台風が発生するかも分かりませんし、またいつ自然災害が発生するか予測がつきません。

現在、台風や大雨注意報が出るたびに、防災センターや地域の公民館、そして今回新たにＴＡＩＫＯスポーツセンターが避難所に開設されたとメール配信をされました。少し離れた公民館や防災センターまで行く途中に災害に遭うことも考えられます。

そこで、地域の高台にあるお寺の本堂や庫裏、神社の氏子会館などを自主避難所、一時避難所に指定できないか、より近くにある安全な場所で身を守るほうが避難しやすいと考えております。当然のことながら、受入れ可能なところと不可能なところ、受入れできないところもあると思いますので、事前調査は必要と思います。

今年の７月２５日の朝のテレビニュース、見られた方もいらっしゃるかもわかりませんが、あるお寺の住職さんが一時避難所としてお寺を提供したいという申出の報道がありました。早速、田布施の一部のお寺の住職さんや総代さん、そして神社の宮司さんに相談してみたところ、地域の住民のためなら受け入れる体制はありますとのことでした。ただし、事故や物損が発生した場合、責任は自己責任でお願いしますとのことでもございました。

田布施町として、神社やお寺、そして駐車場や宿泊可能な施設を一時避難所として要望して、自主避難所として可能な場所や施設を避難所として指定できないか質問をいたします。

以上、２件よろしくお願いいたします。１件目は選挙管理委員長のほうによろしくお願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　それでは、岩本選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（岩本　宏司君）　選挙投票日の選挙時間短縮についてお答えします。

選挙当日の投票時間について、時間別の投票者数を調査したところ、１８時以降の投票が極端に少ない投票区も存在しておりますが、令和元年度の県議会議員選挙では３７６名、参議院議員選挙では４０４名と当日投票者数の１割程度、投票総数の５％程度が投票しております。少なからず投票者がいることが分かります。

急に、一律で投票区の投票時間を短縮することは、有権者の投票機会を奪うことになってもいけないため、町選挙管理委員会内だけでなく、自治会等広く意見を聞くなど、十分な周知期間及び協議期間が必要であります。次期町議会議員選挙から全投票区での投票時間短縮は困難と思われます。

一方で、期日前投票は気軽に投票できるようになり、投票する方も増えております。投票日当日の投票時間短縮を実施すること自体は、先ほど清神議員さんが質問の中にもございましたが、町の選挙経費削減や立会人及び事務従事者等の負担軽減などのメリットも多く、現在、選挙管理委員会内で協議をし

ているところでございます。

清神議員の御提案のとおり、将来的には町内全投票所で一、二時間程度短縮できるよう近隣市町の選挙管理員会、特に県議会議員選挙において同一選挙区となる平生町及び上関町と調整の上、検討してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、２点目の避難所の開設についてお答えいたします。

毎年のように、全国各地で多くの大規模災害が発生しています。さらに、今年は新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の開設が必要となり、基本的に避難所においても密を避けることが重要となってきております。

今年６月の町広報でもお知らせしておりますが、避難所だけでなく、安全な場所にある親戚や知人宅、またはお隣同士で避難も検討してもらうよう分散避難をＰＲしております。

町内の自主防災組織でも、各自治会での近くに避難できる場所を指定され、自治会内で周知しておられる例もございます。特に、麻里府地域自主防災会では、津波警報が出た際には、近くの高台の避難場所にまず避難されるようにしておられます。お寺や神社は指定されておられませんが、集会所や公園等を指定されております。

町として、新たに指定緊急避難場所を設定する予定は現在ございませんが、自治会等が指定され、一時避難場所がハザードマップ等によりその安全が確認される場所であれば問題ありませんので、地域のリーダーや班長さんがあらかじめ地域と話し合われ、その施設の管理者等と調整しておかれることも重要だろうと思います。

そうした、自治会等が指定された自治会による一時避難場所等につきましては、使用されることが決まりましたら、あらかじめ町のほうまで御連絡を頂けたらと思います。

以上でございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　選挙の投票日の時間短縮についてお聞きしましたが、現在のところ来年の町議会議員での時間短縮は困難と思われますというような御返答でございましたけれども、まだまだ、本当は１２月にこの質問をしようと思ったんですけれども、早め早めと思いまして９月議会で質問をしたような状況でございます。

確かに、夜６時から８時まで投票に行かれる方がいらっしゃると思いますが、それはその時間を指定しているからこそ行くのであって、６時までと言えば、皆さん時間調整して６時までに行かれると思うんですね。ですから、ぜひとも来年の町議会選挙から時間短縮をお願いしたいというふうに思いますが、平生町及び上関町と調整の上、検討してまいりたいと考えておりますということが答弁いただいておりますけれども、昔から検討するということは、我々の議員の間ではやらないことだと、やりゃあせんいやということが検討するというふうによく言われておりますが、ぜひ検討するの前に、実施することを前提に検討するというふうに答えていただいたら、私たちは非常に心強いんであると思いますが、その辺の実施に向けて検討するというような言い方になりませんでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　どちらが。岩本委員長。（発言する者あり）

○選挙管理委員長（岩本　宏司君）　今、清神さんのほうから質問がございましたが、答弁のほうでも一応そういうなのを回答させていただきました。なかなか、実際前向きで検討するというより判断する場合には、いろいろなやっぱり自治会、地域の皆さん全員の周知徹底とかやっぱりいろいろ御理解を賜らないと、なかなか時間指定で１８時と区切った場合でも、その辺近隣の、一応あの、都合とかいろんな

ことがありますので、その辺はよく慎重に協議という言葉はいいか悪いかわかりませんけど、いろいろまた検討させて、本当近隣の、先ほど言いましたけど、やっぱり県議会の、これはやはり旧熊毛郡だいたいあの規則のあれになっておりますので、その辺で十分考えてはいきたいと思います。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　なかなか急には難しいというのは、私もよく十分知っておりますし、ということで平成２６年にも一度質問したんですが、そのときは特別な理由というのがありましたが、今回そういう意味では、コロナ対策ということでは特別の理由、特別の特別です、特別の特別の理由があるというふうに私は感じておりますので、検討というのはやらないことの前提というふうに言いましたけれども、前向きな実施、まずは町会議員の選挙からやっていただいて、それからその次が県議会議員の選挙は、もう平生町だけですよ、もし田布施がやれば。もう上関町は実施しているんですから、平生町さんだけを納得していただければ、実施できるんではなかろうかなというふうに思いますので、とにかく話合いといいますか、田布施ではこういう意見が出とるんですが、平生町も一緒に６時で締切りをやりませんかというような、そういう問いかけをしていただいたら助かると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　岩本委員長。

○選挙管理委員長（岩本　宏司君）　コロナもございましたけど、特別な事情、この前の公職選挙法の第４０条の投票所の開票時間というふうに取り上げております。この中で、特別な事情がある場合に限りということで、条文の中に載っておりますけど、この特別な事情というのは、このコロナ禍がいつ終息がするかわからない状況の中でございますけど、これは当てはまるかもわかりませんけど、一応にしたらですね、この判断は県議会のこの判断をもって、その条文に当てはめるかどうかということになろうかと思うんですよ。特に田布施の選管だけで決めて、当てはめてしまうというのはどうかと私は思います。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　県議会議員選挙は４月に行われたばかりでありまして、まだ１年ちょっとしかたってないかと思いますが、次の県会議員というのは３年後ぐらいだと思いますが、その前に町議会議員の選挙があるということでありますので、検討は検討でも前向きな検討をしていただきたいなというふうに思います。

というのがですね、私もいろんな方に聞いてみました。「選挙今は８時ですが、もし６時になったときに、あなた支障ありますか」と言えば、「６時になったらそれは６時までに行く」と、「行かん者は８時になっても９時になっても行きゃあせんいや」というのが大体の答えですので、昼まででもいいんですよ、逆に言ったら、私は。毎日、告示日から、次の日から８時までやっとるんじゃから、行こうと思えば何ぼでも行けるんですよ。でも、行かん人に何ぼ行けと言っても行かないと私は思います。

ということで、もう田布施は率先して、上関に続いて６時ぐらいにしていただきたいと、もうお願いで、これ以上言っても駄目ですので、これ以上申しませんが、そういう形で前向きに検討していただきたいというふうに思います。この件はこれで置きます。

続きまして、２問目の質問ですけれども、再質問なんですが。実は、大型台風１０号が昨日の早朝までこちらのほうに吹き荒れると思いまして、私も日曜は発電機の準備したり、飛ばないように準備したり大騒動やりました。でも、大した風もなく雨もなく、逆に雨がなかったので、塩害のほうの被害を心

配しているような状況でございます。

　そういうような状況で、まず、今回避難所が６か所ほど開設されました。メールで配信されました。その６か所合計で、先ほど町長が４０名というふうなことを言われたと思うんですが、各避難所の大体何人ずつぐらい避難されたかというのは、記録、データ的なものは出ていますでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　城南公民館が１世帯のお二人、東田布施公民館が１０世帯で１０人、西田布施公民館が３世帯で５名、麻郷公民館が５世帯で７名、防災センターが７世帯で８名、ＴＡＩＫＯスポーツセンターが７世帯で１０名、合計４２名でございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　実は、私も、大変失礼ではありますが、質問する前に個人的に各６か所の避難所に電話して確認してみました。ただ、防災センターが８名というふうに言われたんですが、実際は私が聞いた範囲では１０名いらっしゃったということで、合計ですれば４４名いらっしゃったんではなかろうか。その後変更になったかはわかりませんが、そういうようなことを聞いております。

　今までは、城南の公民館なんかは全く誰も来られなかったと。ただし、今回は非常に風も、大分雨も強いということだったので２名ほど来られたと、珍しいですねということも言われておりました。

　私が、今回、お寺だとか神社を避難所にしたらどうかというのは、特に麻郷の方、麻里府の方、そういう方が防災センターもしくはＴＡＩＫＯのほうに来る場合、かなり時間がかかりますし、大回りしなきゃいけません。そうなりますと、上組にあります大泉寺さん、それとか竹尾の龍泉寺さん、そういうところだとか、町筋でありますと町場の目の前に高台にあります真光寺さん、そういうところが一時避難所として非常に最適ではなかろうかなということで、前もって、私も個人的に神社の宮司さんやお寺の住職さんに問い合わせてみましたところ、ほとんどのところが申入れがあれば受けますよと、地域のためですので受けますよということを言われました。５件ぐらい当たったんですが、６件目当たったときは、それ１件だけはちょっと難しいなというのがありましたけれども、そういうような状況でありましたので、先ほど町長のほうの答弁がありましたように、申入れがあった場合は、こちらのほうに報告をしてくださいというようなことがありましたけれども、その報告があれば、またそのようにしていただけるのでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　避難の、今回も避難場所、本町の場合も件数をかなり落としておりますので、避難できなかった、満員だということでお断りをされた避難所もかなりあったようでございますが、何万人という方が、今回のような記録的な災害を伴う台風だというふうに報道されれば、やはり家屋が木造であり怖い、お独りだという方については、避難されるというときに、やっぱり収容人数が、現在町が持っております定数にしても２４０ぐらいでしょうか、しかないわけでございます。

　これをコロナの前に戻せば3倍ぐらいになるわけでございますが、現在国が言うようなソーシャルディスタンスでテントを持ってということになると、町が指定するという避難所というのは、なかなか多くの方を集めるところにやっぱり集中して、町の公共としての避難場所の提供ということで、人数が確保できるところ。今回も５か所、６か所避難所を開設しますと、職員だけで２０人からローテーションを入れると５０人ぐらいの職員を避難所の運営だけに充てなきゃいけないということで、なかなか現場の災害対応とかいうこと、また電話の問合せ、県との防災上の連絡等をいろんな人数が考えられますときに、なかなか現在の職員数ではそんなに避難所を増やすことはできませんので。

　私が常から思うんですが、自治防災会のほうで避難所の運営なりしていただくというお手伝いがして

いただけたら、職員を２人とか３人とか、今はコロナの検温をせい、非常にマニュアルも相当複雑になっておりますので、やっぱり責任を持ってお預かりをするということは、そういうソーシャルディスタンスの指導もできるという、マニュアルに沿った形での指導ができるということが条件になってまいりますので。

しかし、今回、やはりそれはいいんだけど、命が大切だという避難が、今回見ておりまして、球磨川流域ですとか、球磨地方では避難所がないから熊本のほうにバスで広域避難ということも言われておりましたが、ちょっとそういう面も少し考えないと。本当に多くの方が１回に避難されるときに、町有が指定する施設だけでは賄い切れませんので、当然お寺とかカステラ工場も避難場所に、工場長が避難される方にどうぞということで、工場の中に五、六人避難して来られる方がありましたけども、そういったことも緊急時にはやらんにゃいけんのかなということで感じております。

ですから、町が指定するとなると、なかなか今制度上のものを全部クリアした上で指定をしなければいけませんので、限界がございますけども、自主的にお隣同士とか、まあ神社というのは宮司さんが全くいらっしゃらないようなところは責任が持てないと思いますが、立派なお寺で、鉄筋コンクリートで、非常に安全性が高いというところについては、人数限られますけれども、事前にお話をされておられれば、事前に報告を受けておれば、十分避難所として使っていただきたいというふうな思いで回答させていただきました。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　ありがとうございました。

実は、実際に使っても結構なんですけれども、事故だとかそれから物損、そういうものは誠に申し訳ないんですが自己責任でやってくださいということと、もう一つは宮司さんや住職さんが全て世話をすることができないので、その場合は地域の代表か誰かを見つけていただいたら幾らでもお貸ししますというような状況でしたので、許可を得られたお寺とか神社、そういうところを、ハザードマップではないんですけれども、そういう形の何か意識表示ですかね、そこも受入れができますよというような体制ができれば、非常に我々も貸出しが見やすくできますよということを言われておりましたので、その辺ぜひ今後検討していただいて、どことどことどこは、申し込まれた場合は地域の方々が責任を持ってお世話をしてください、そして出席された方には、避難された方にはちゃんとした名簿的なものは町のほうから配布するとか。名簿でなくて名簿の一覧表ですね、名前を書く欄、そういうのをお手伝いできれば、より提供がしやすいということを言っておられましたので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　やっぱり避難所についても、先ほどから申しておりますように、これまでの考え方を変えて考えなければいけませんので、そういうお寺とか避難に安全性が確保できるところであれば考えていきたいと思いますが、やはり民間、個人所有ですと、３６５日いつでもどうぞというわけにはいかない、私がおるときはいいですよということになったり、将来ずっとお約束ができないとか、その辺の問題もございますので、一番いいのは地域の方とお話合いをして、今回台風がやって来るからこういう避難するというときにどうじゃろうかということで話し合われて、対応されるといいかもわかりません。

そして、台風はまた台風ですが、やっぱり地震とかいうのはいきなりやってきますので、それは避難所を町が設置するにしても何時間もかかるわけで、担当職員も周辺部から通ってくる職員のことを思いますと、直ちにすぐ避難所は開設できませんので、そういうときには麻里府地域のように、当面こうい

った場所に集まろうやという避難が一番大切で、そこへとりあえず集まっていただいて、その避難者を安全なところへ第二次的にお運びするというような避難が、現実的に地震の場合は必要かなというふうに考えております。

台風だけでいきますと、あらかじめ用意ができますので、そういった考え方もできるんじゃないかなと思います。また、前向きに検討させていただきます。

○議長（瀬石　公夫議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　ありがとうございました。前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

実は、ほかにも町内にはいろんな施設があります、大きな施設が。例えばの話です。長田に金光様、金光教というのがあります。それから、城南、波野に天光教というのがあります。また、どういいますか、河原田のほうにはやのくに研修所というのもありますし、また天照皇大神宮教さんの本堂的な大きなところもありますが、そういうところで指定されたところがあるんですかね。

○議長（瀬石　公夫議員）　東町長。

○町長（東　　浩二君）　私も、何度かお願いに行ったからよく覚えておりますが、金光教とか天光教、４つぐらいだったかな、天照皇大神宮教もございます。４つか５つはそういうかなり大きな本堂とか、何というんですか、部屋があるところについては、やっぱり人数が確保できるということで、二次避難所として防災計画にも載せております。ですから、新たにそういったところがあれば、防災計画で規定をして入れていきたいと思いますが、今可能性があるところは指定していると思います。なければまた追加をしていきます。

○議長（瀬石　公夫議員）　清神議員。

○議員（４番　清神　　清議員）　ありがとうございました。私もできるだけ、地域におりますので、お寺の総代も一時やったこともありますので、住職さんと相談しながら、ぜひ使ってくださいということも言われましたので、もし何かありましたら、こちらのほうで一緒に避難をさせていただいて、またお世話をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、それを少しでもできるだけ近いところの安全なところにいち早く避難するかということを思えば、一番近い神社やお寺に避難されたのが一番いいんではなかろうかということを思いつき、またテレビでもそう言っておりましたので、それを、活用をぜひ田布施でしたいというふうに思っておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上で、私のほうの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬石　公夫議員）　以上で、清神清議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

────────────・───・────────────

日程第５．議案第５１号

日程第６．議案第５２号

日程第７．議案第５３号

日程第８．議案第５４号

日程第９．議案第５５号

日程第１０．議案第５６号

日程第１１．議案第５７号

日程第１２．議案第５８号

日程第１３．議案第５９号

○議長（瀬石　公夫議員）　続きまして、日程第５、議案第５１号令和元年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから、日程第１３、議案第５９号財産の取得について（学校ＩＣＴ整備事業　端末購入）まで、９件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、本日提出いたしました９議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、議案第５１号は、令和元年度田布施町一般会計及び特別会計４件の歳入歳出決算について、さきに監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第２３３条第３項の規定により、その意見をつけて議会の承認をお願いするものでございます。

決算の概要でございますが、第５次田布施町総合計画における後期基本計画の４年目の年に当たる令和元年度は、農産物ブランド拠点強化事業など農水産業・観光の振興、そして各小学校空調設備整備工事や中学校大規模改造事業など、教育環境の整備に重点を置いて、計画に掲げた政策課題に取り組んでまいりました。

それでは、一般会計の決算について御説明いたします。

まず、歳入総額は６１億１，２９１万６，９２２円で、前年度に比べ３７０万２，３１２円、０．１％の増でございます。

また、歳出総額は５８億９，６２７万５，８６２円で、前年度に比べ６，０３１万９，１７０円、１．０％の減でございます。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、２億１，６６４万１，０６０円の黒字であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源１億２，２７５万９，０３６円を差し引いた実質収支は９，３８８万２，０２４円でございます。

次に、歳入歳出の主要事項について説明をいたします。

まず、歳入についてですが、町税は、１７億７，２１６万１，４３６円で前年度に比べ２，０２６万６６５円の増収となりました。これは主に固定資産税の増収によるものでございます。

地方特例交付金は、幼児教育の無償化に係る国庫負担分が交付されたため、前年度に比べ１，４４２万１，０００円の増額となりました。地方交付税は、普通交付税の増により、前年度に比べ２，３７７万５，０００円の増額です。

分担金及び負担金は、幼児教育の無償化による法人保育園委託料の減額などにより、前年度に比べ１，６６５万８，４４３円の減額となりました。

国庫支出金につきましては、道路橋梁費に係る社会資本整備総合交付金の増額やプレミアム付き商品券事業などにより、前年度に比べ６，２６５万７，１４６円の増額となりました。

県支出金につきましては、参議院議員選挙や県議会議員選挙が執行されたことなどから、前年度に比べ１，６１２万２，３８３円の増額でございます。

諸収入は、前年度は旧熊南環境衛生組合第２工場の解体のため、熊南総合事務組合からの費用の受入れがあったため、前年度に比べ３，４３３万９，２５９円の減額となりました。

町債は、前年度は庁舎耐震改修事業等があったため、前年度に比べ１，７６７万２，０００円の減額でございます。

次に、歳出についてです。農水産物ブランド拠点強化事業、各小学校空調設備整備事業や中学校大規

模改造事業費の増がありましたが、前年度に実施した庁舎耐震改修事業費が減となったことなどにより、全体として減額でございます。

なお、令和元年度中に実施した諸事業、行政事務の内容は、お手元に配付しております決算書及び事務執行状況概要等の附属資料のとおりでございます。

続きまして、国民健康保険、下水道事業、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計についてでございますが、その決算状況は、それぞれ決算書等のとおりでございます。

なお、歳入歳出決算等審査意見書において、監査委員から御指摘を受けました事項は、各課に検討させ、改善を図るように指示をしております。各会計の決算につき、慎重なる御審議を頂き、認定をお願いをいたします。

次に、議案第５２号は、田布施町一般会計補正予算（第５号）でございます。

まず、歳入でございますが、地方特例交付金と普通交付税、繰越金については、数値の確定に伴う補正でございます。

国庫支出金は、土木施設災害復旧事業などによる増額補正です。

県支出金は、棚田地域振興緊急対策交付金などによる増額補正です。

寄附金は、ふるさと寄附金の増額補正です。

繰入金は、財政基金繰入金を増額補正としております。

町債は、災害復旧事業債の増及び数値の確定による臨時財政対策債の増などにより、増額補正としております。

次に、歳出ですが、各費目において、異動等による人件費の補正を行っております。

その他、各費目の主な内容でございますが、まず、総務費は、繰越金の計上等により生じた剰余金を、法令に基づき、財政基金積立金として計上したことなどから、増額補正としております。

民生費は、療養給付費前年度精算負担金や保育所運営費前年度返還金などにより、増額補正でございます。

農林水産業費は、ため池緊急防災体制整備促進事業や棚田地域振興緊急対策事業などによる増額補正でございます。

災害復旧費は、農林水産施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業による増額補正でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ２億４，０３６万９，０００円を増額補正し、予算総額を８１億６，５７５万９，０００円とするものでございます。

議案第５３号から議案第５６号までは、特別会計に係る補正予算でございます。

まず、議案第５３号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）でございます。主な内容は、前年度精算、国民健康保険事業基金繰入金の減額でございます。

議案第５４号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第１号）でございます。主な内容は、異動等による人件費の補正でございます。

議案第５５号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第１号）でございます。主な補正内容は、前年度精算、介護給付費準備基金への積立てでございます。

議案第５６号は、田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）でございます。主な補正内容は、異動等による人件費の補正でございます。

次に、議案第５７号は、大字及び字の区域の変更についてでございます。これは、国営南周防土地改良事業の川西・納所地区の換地処分に伴い、大字及び字の区域の変更を必要とするため、地方自治法第

２６０条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第５８号は、田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。これは、国の省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に係る基準の一部改正に伴い、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、家庭的保育事業等の終了時の連携施設確保義務の緩和、家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予の延長や、食事の提供の特例における外部搬入施設の拡大等に関する規定を整備するものでございます。

議案第５９号は、田布施町小・中学校ＩＣＴ整備事業に係るＧＩＧＡスクール用端末（ｉＰａｄ―ＯＳ）の物品売買契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本物件は、田布施町小・中学校ＩＣＴ整備事業に係るｉＰａｄタブレット端末を整備するものでございます。

入札の方法は、山口県の共同調達、山口県教育ＩＣＴ推進協議会に田布施町が参加し、公募型プロポーザル方式の入札で、６月８日に公告が行われ、入札参加条件を付して公募されました。

その結果、７月２１日に山口県教育ＩＣＴ推進協議会が県庁で審査を行い、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社中国支店に決定をいたしました。これらの経緯により、このたびＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社中国支店と５，４２５万７，９４０円で契約しようとするものでございます。

以上、本日御提案申し上げました議案９件について、その概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げまして提案理由といたします。

○議長（瀬石　公夫議員）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第５１号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　質疑なしと認めます。

議案第５２号、質疑はありませんか。松田議員。

○議員（７番　松田規久夫議員）　令和元年度の決算で、５０万円以上の不用額が一覧表で出ています。それで、小学校、中学校休校による事業費の減額というのが主な理由でこう挙げているんだろうと思うんですが、逆にその補正予算で令和２年度の事業額の増額というのは必要ないんでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　付託になっとるんでこれは総務のほう……。

○議員（７番　松田規久夫議員）　総務は総務になっとるが、議長やるとなかなか質問しにくいからこの場で。

○議長（瀬石　公夫議員）　どなたか答えられる。（発言する者あり）長合課長、ちょっと答えて。（発言する者あり）東町長。

○町長（東　　浩二君）　教育委員会の関係でございますが、補正予算ということで、年間通して予算額が不足するという見込みのところは、やっぱり支出の関係もございますので当面整理をするということで、また、１２月、３月にも同様の調節はしていって支払いはちゃんとできるようにしていきたいということでございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第５３号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議案第５４号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　質疑なしと認めます。

議案第５５号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　質疑なしと認めます。

議案第５６号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　質疑なしと認めます。

議案第５７号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　質疑なしと認めます。

議案第５８号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　質疑なしと認めます。

議案第５９号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。議案第５１号については、議長を除く１２人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く１２人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

それでは、決算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。休憩中に、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。議員は議員控室に移動してください。

再開は、委員長、副委員長の互選が終わり、全員が集合次第、再開いたします。よろしくお願いいたします。

午後３時５２分休憩

…………………………………………………………………………………………

午後４時０９分再開

○議長（瀬石　公夫議員）　休憩を取消し、会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長に松田規久夫議員、副委員長に木本睦博議員が選任されましたので御報告いたします。

次に、議案第５２号から議案第５９号までの８件は、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

―――――――――――――・――――・―――――――――――――

<u>日程第１４．陳情第１号</u>

○議長（瀬石　公夫議員）　日程第１４、陳情第１号を議題とします。

お手元に配付の陳情文書表のとおり、陳情第１号は総務文教委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

（ベル）

午後４時１１分散会

―――――――――――――――――――――――――――

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　　瀬石　公夫

署名議員　　畠中　　孝

署名議員　　宍井　謙次

議事日程（第２号）

令和２年９月１８日　午前９時００分開会

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　議案第５１号
　令和元年度田布施町歳入歳出決算の認定について　（委員長報告）
日程第３　議案第５２号
　令和２年度田布施町一般会計補正予算（第５号）議定について
　（委員長報告）
日程第４　議案第５３号
　令和２年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について
　（委員長報告）
日程第５　議案第５４号
　令和２年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定について
　（委員長報告）
日程第６　議案第５５号
　令和２年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定について
　（委員長報告）
日程第７　議案第５６号
　令和２年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定について
　（委員長報告）
日程第８　議案第５７号
　大字及び字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「川西・納所地区」）
　（委員長報告）
日程第９　議案第５８号
　田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
　改正について　（委員長報告）
日程第１０　議案第５９号
　財産の取得について（学校 ICT 整備事業　端末購入）　（委員長報告）
日程第１１　陳情第１号
　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
　地方税財源の確保を求める意見書の提出について　（委員長報告）
日程第１２　議案第６０号
　教育委員会委員の任命について
日程第１３　田布施町人事調査特別委員会報告　（委員長報告）

日程第１４　議員提出議案第２号

　　田布施町議会議員の定数を定める条例の一部改正について

日程第１５　閉会中の継続調査（特定事件）について

日程第１６　議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第１　　会議録署名議員の指名
日程第２　　議案第５１号
　　令和元年度田布施町歳入歳出決算の認定について　　（委員長報告）
日程第３　　議案第５２号
　　令和２年度田布施町一般会計補正予算（第５号）議定について
　　（委員長報告）
日程第４　　議案第５３号
　　令和２年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について
　　（委員長報告）
日程第５　　議案第５４号
　　令和２年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定について
　　（委員長報告）
日程第６　　議案第５５号
　　令和２年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定について
　　（委員長報告）
日程第７　　議案第５６号
　　令和２年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定について
　　（委員長報告）
日程第８　　議案第５７号
　　大字及び字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「川西・納所地区」）
　　（委員長報告）
日程第９　　議案第５８号
　　田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
　　改正について　　（委員長報告）

日程第１０　議案第５９号

　　財産の取得について（学校 ICT 整備事業　端末購入）　　（委員長報告）

日程第１１　陳情第１号

　　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し

　　地方税財源の確保を求める意見書の提出について　　（委員長報告）

日程第１２　議案第６０号

　　教育委員会委員の任命について

日程第１３　田布施町人事調査特別委員会報告　　（委員長報告）

日程第１４　議員提出議案第２号

　　田布施町議会議員の定数を定める条例の一部改正について

日程第１５　閉会中の継続調査（特定事件）について

日程第１６　議員派遣について

出席議員（１３名）

１番	西本　篤史議員	２番	谷村　善彦議員
３番	國本　悦郎議員	４番	清神　　清議員
５番	石田　修一議員	６番	木本　睦博議員
７番	松田規久夫議員	８番	竹谷　和彦議員
９番	穴井　謙次議員	１０番	畠中　　孝議員
１１番	林山　健二議員	１２番	河内　賀寿議員
１３番	瀬石　公夫議員		

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本　　充君	書記	有吉　純一君

説明のため出席した者の職氏名

町　　　長	東　　浩二君	副　町　長	川添　俊樹君
教　育　長	鳥枝　浩二君	総務課長	亀田　典志君
企画財政課長	森　　　清君	税務課長	藤本　直樹君
経済課長	山中　浩徳君	建設課長	田中　和彦君
町民福祉課長	坂本　哲夫君	健康保険課長	吉村　明夫君
会計室長	惠元　朗夫君	学校教育課長	長合　保典君
社会教育課長	増原　慎一君	社会教育課主幹	氏下　孝二君
町民福祉課主幹	林　　照美君		

午前９時００分開議

（ベル）

○議長（瀬石　公夫議員）　これから本日の会議を開きます。

本日は、コロナウイルス感染防止のため、５０分に１回程度１０分間の休憩、換気を行いますので、御理解のほどよろしくお願いします。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――・――――――・――――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（瀬石　公夫議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、松田規久夫議員、西本篤史議員を指名します。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．議案第５１号
日程第３．議案第５２号
日程第４．議案第５３号
日程第５．議案第５４号
日程第６．議案第５５号
日程第７．議案第５６号
日程第８．議案第５７号
日程第９．議案第５８号
日程第１０．議案第５９号
日程第１１．陳情第１号

○議長（瀬石　公夫議員）　日程第２、議案第５１号令和元年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから日程第１１、陳情第１号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてまで１０件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。松田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（松田規久夫議員）　決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る９月８日の本会議において、当委員会に付託されました議案第５１号について、９月１０日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採択の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（瀬石　公夫議員）　引き続き、松田総務文教委員長からよろしくお願いいたします。

○総務文教委員長（松田規久夫議員）　総務文教委員会の報告を申し上げます。

９月８日の本会議において、当委員会に付託されました議案第５２号、議案第５９号及び陳情第１号の３件について、９月１６日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本議案につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決及び採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（瀬石　公夫議員）　次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本　睦博議員）　経済厚生委員会の報告をいたします。

去る９月８日の本会議において、当委員会に付託されました議案第５２号ほか議案第５８号までの議案７件について、９月１４日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

議案７件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（瀬石　公夫議員）　これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　ないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第５１号から陳情第１号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案第５１号令和元年度田布施町歳入歳出決算の認定についてを採決します。議案第５１号に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石　公夫議員）　起立全員です。したがって、議案第５１号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第５２号令和２年度田布施町一般会計補正予算（第５号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石　公夫議員）　起立全員です。したがって、議案第５２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５３号令和２年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定についてから議案第５６号令和２年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についてまで４件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石　公夫議員）　起立全員です。したがって、議案第５３号から議案第５６号までの４件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５７号大字及び字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「川西・納所地区」）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石　公夫議員）　起立全員です。したがって、議案第５７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５８号田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石　公夫議員）　起立全員です。したがって、議案第５８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５９号財産の取得について（学校ＩＣＴ整備事業端末購入）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石　公夫議員）　起立全員です。したがって、議案第５９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第１号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石　公夫議員）　起立全員です。したがって、陳情１号は採択されました。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１２．議案第６０号

○議長（瀬石　公夫議員）　日程第１２、議案第６０号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東　　浩二君）　それでは、議案第６０号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、現在教育委員でございます石田清実さんの任期が、本年９月末をもって満了することに伴い、引き続き同氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

石田さんは、小学生の保護者として子育てをされる中、平成２３年４月から現在まで、城南小学校において、本の読み聞かせの会のメンバーとして子供たちの健全育成に取り組まれております。

また、ＰＴＡの役員や補導部の副会長として活躍され、学校及び児童・生徒の教育にも精通をされております。併せて、平成２８年１０月からは、田布施町教育委員会委員をお願いし、その重責を果たされており、本町の教育委員会委員として適任と考え、再任をお願いするものでございます。

御同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（瀬石　公夫議員）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　ないようですので、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第６０号は、会議規則第３９条第３項の規定により、各委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　異議なしと認めます。したがって、議案第６０号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第６０号教育委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第６０号教育委員会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石　公夫議員）　起立全員です。したがって、議案第６０号は同意することに決定しました。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１３．田布施町人事調査特別委員会報告

○議長（瀬石　公夫議員）　日程第１３、田布施町人事調査特別委員会報告の件を議題とします。

田布施町人事調査特別委員会から人事調査に関する報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　異議なしと認めます。したがって、田布施町人事調査特別委員会の報告を受けることに決定しました。

田布施町人事調査特別委員会の委員長の発言を許します。西本田布施町人事調査特別委員長。

○田布施町人事調査特別委員長（西本　篤史議員）　それでは、調査報告書を申し上げます。

田布施町議会人事調査特別委員会の調査結果を報告いたします。

１つ、第三者委員会設置に向けての経緯。

委員会では、６月１７日の設置以降、第三者による専門的で公平な調査が行えるよう、第三者委員会の設置に向けて設置方法や人選等の準備を行いました。しかし、こうした調査、審査等のための付属機関の設置は、地方自治法上議会に設置の根拠規定はなく、執行機関のみに限られることを確認いたしました。

また、執行機関に第三者委員会のような付属機関を設置し、人事異動等の人事行政を諮問することは、地方自治法の趣旨から町長の執行権限を阻害するものであり、適当でないことを確認いたしました。

以上の経緯を含め、委員会で協議した結果、第三者委員会は設置しないことといたしました。

また、町長の謝罪会見の実施及び職員の職場環境の改善や置かれた状況等を考慮し、聞き取り調査等を実施せず、町に再発防止策を提案することといたしました。

２、第三者委員会準備段階における意見交換。

山口県弁護士会推薦の弁護士２人、大学教授１人、有識者との意見交換で、次の３点による改善が必要であることを確認いたしました。

１つ、公務員法による法令遵守、コンプライアンス、業務違反に対して懲戒処分の徹底はされていたか。守秘義務、職務専念義務等でございます。

２、ハラスメント防止対策の管理監督者の責務の設定はされていたのか。相談窓口の周知徹底等でございます。

３、公益通報者保護制度システムの構築、通報者窓口の設置はされていたのか。通報者窓口は、内部窓口及び外部窓口を用意しなければいけません。

３番目に、まとめでございます。原因と再発防止になります。

今回の原因は、庁内の公益通報者保護制度システムの整備の不備、ハラスメント防止対策の周知徹底不足、職員のコンプライアンス遵守の徹底不足などでございます。

再発防止策としては、公益通報者保護制度システムの構築、通報者窓口の設置、ハラスメント防止対策の周知徹底及び職員のコンプライアンス遵守を徹底する。

以上、二度と起こらないように町に再発防止を強く求めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（瀬石　公夫議員）　ただいまの報告に対して質疑はありませんか。國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　人事調査特別委員会の報告について読んでみますと、パワハラ問題の発端となった固定資産税の徴収ミスを内部告発した職員を１人だけの畳部屋に異動させたことや、２年間に３回も短期に異動させたという人事権を持つ町長が発したこういった人事異動が、人事権の濫用に当たるかどうかを検討するという項目がありません。

町の広報紙で町長は、今年の４月の異動で異動場所や１人で業務させていたことについて、配慮が足らなかった点があり、職員本人に謝罪し、今後の仕事の進め方や職場環境などについて時間をかけて話し合いを行い、報道にあった１人勤務体制を解消することができますと、異動について謝罪しています。

さらに、固定資産税、相続登記未了に関わる課税誤りについても、過年度分の還付に向けた作業を全力で進めておりますと、職員が指摘した課税ミスについても対応。最後に、今後町政の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいりますので、御理解いただきますよう申し上げますと結んでいます。

これまでの人事異動について、人事調査特別委員会では、適切に行われたと理解しているのでしょうか。それとも、そういった異動については、不問に付すということでしょうか。特別委員会は非公開で、委員以外の他の議員は傍聴できなかったので、その経緯が分かりません。今回、人事調査特別委員長は、そういった説明抜きに結果報告で終わるというのであれば、住民に対して説明責任を果たしたとは言えません。丁寧な説明をお願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　西本議員。

○田布施町人事調査特別委員長（西本　篤史議員）　人事調査特別委員会は、第三者委員会に委託する予定でしたけども、こういった経緯がございまして、第三者委員会ちょっと断念するようになってしまいました。

議会で行われる範囲というのが、今報告いたしましたとおり、これが限界であると、そのように認識しております。委員会でもいろんな皆さんの御意見につきましても、これが限界じゃないですかという意見がございまして、こういった報告いたしました。

○議長（瀬石　公夫議員）　國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　先ほど言いましたように、これまでの人事異動について、人事特別委員会では適切に行われたと理解しているのか、それとも不問に付すのか。そのどちらかお答えください。

○議長（瀬石　公夫議員）　西本議員。

○田布施町人事調査特別委員長（西本　篤史議員）　このたびの一般質問でも御質問等でもありましたけども、人事に関することは、県の公平委員会、全てこっちに任されていますので、私たちじゃちょっと事実関係に関してはちょっとできないということになっておりますので、そういうことになります。

○議長（瀬石　公夫議員）　ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　質疑はないですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、田布施町人事調査特別委員会の報告を終わります。

────────────・────・────────────

日程第１４．議員提出議案第２号

○議長（瀬石　公夫議員）　次に、日程第１４、議員提出議案第２号田布施町議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。谷村議員。

○議員（２番　谷村　善彦議員）　それでは、田布施町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、私ほか９名の賛同議員のもとに提出するものであります。

内容は、現在の１３名を１２名に改めたいと、こういうことでございます。

理由としましては、少子高齢化に伴う人口減少や地方交付税の減額、コロナウイルス感染等により、町財政は極めて厳しい状況に直面しております。このような情勢下、議会の果たすべき役割がますます重要となってきていると思っております。

全議員で審査を重ね、現在の本町にふさわしい議員定数を提案するものであります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（瀬石　公夫議員）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議員提出議案第２号、質疑はありませんか。國本議員。

○議員（３番　國本　悦郎議員）　今回の議員定数問題について、何人かの住民に聞きました。定数維持

と削減の声の双方があるのも事実です。

私は今、来年２月に行われる町議選に削減案を提案するより、広く住民の声を聞き、熟議して決めるべきだと思っていますから、賛同署名はしておりません。

ところで、住民の削減の理由として、住民の声の削減の理由として残念なことに、議員の中には全然一般質問しない議員がいるとか、議会中居眠りする議員がいるから削減したほうがいいという、そういった住民の声を聞きます。押しなべて傍聴によく来、議会での議員の活動の様子をつぶさに見ている住民からの声です。

議員定数の問題よりも、住民の声を議会に反映し、行政に届けるという本来のあるべき議員の質はどうなのかを問題にした声だと理解しております。

どの議員も住民代表にふさわしい議員活動をしておれば、住民からは議員削減しろという声は出てこないし、報酬の問題にしても、減額どころか増額しろということになるかもしれません。

前回の全員協議会でもそういった住民の声を背景に削減の意見を出す議員がおりましたが、今回の議員提案も、そういった議員不信の住民の声があることも削減の理由にしておるのでしょうか。

○議長（瀬石　公夫議員）　谷村議員。

○議員（２番　谷村　善彦議員）　削減に関しましては、町民の方からいろんな意見は聞いております。賛成の方もあれば反対の方、いろいろなその意見があります。しかし、最終的には、我々議員がどう判断するかということで今回は判断させていただいたわけですから、町民のいろいろな意見を聞かなかったわけではございません。

以上です。

○議長（瀬石　公夫議員）　ほかに何か質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　ないようでしたら、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています議員提出議案第２号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第２号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

議員提出議案第２号田布施町議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを採決します。本件をこれに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石　公夫議員）　起立多数です。したがって、議員提出議案第２号は可決されました。

────────────・────・────────────

<u>日程第１５．閉会中の継続調査（特定事件）について</u>

○議長（瀬石　公夫議員）　次に、日程第１５、閉会中の継続審査（特定事件）についてを議題とします。

議会広報委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会広報委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　異議なしと認めます。したがって、議会広報委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

────────────・───・────────────

日程第１６．議員派遣について

○議長（瀬石　公夫議員）　日程第１６、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第１２２条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石　公夫議員）　異議なしと認めます。よって、日程の変更の決定は議長に委任されました。

これで本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

令和２年第５回田布施町議会定例会を閉会します。

(ベル)

午前９時３３分閉会

──────────────────────────────

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　　瀬石　公夫

署名議員　　松田規久夫

署名議員　　西本　篤史